平成25年第3回定例会決算特別委員会全体会(健康福祉委員会所管)会議録

平成25年9月17日 10時00分~17時55分 全員協議会室

出席者氏名

山形 金也 委員長 椎塚 俊裕 副委員長 大塚 弘史 委 員 山宮留美子 委 昌 深沢 幸子 委 員 後藤 光秀 委 昌 坂本 隆司 委 滝沢 健一 委 員 員 伊藤 悦子 委 員 糸賀 淳 委 員 油原 信義 委員 横田 美博 委 員 後藤 敦志 委 大竹 昇 委 員 員 小野村 節 委 員 満 委 員 北澤 寺田 寿夫 委 員 鴻巣 義則 委 員 近藤 博 委 員 川北 嗣夫 委 員 曽根 一吉 委 員 桜井 昭洋 委 員 大野誠一郎 委 員

オブザーバー出席者氏名 岡部 洋文 議 長

執行部説明者

市 長 中山 一生 副 市 長 長岡 一美 健康福祉部長 加藤 幸生 保険年金課長 大竹 健夫 健康増進課長補佐 稲葉 通 健康増進課長補佐 岡澤 幸代 社会福祉課長 渡邊 正一 こ ど も課長 矢口とし子

高齢福祉課長 本谷 壽一

事務局

局 長 佐藤久雄 主 幹 塚本裕紀

議 題

議案第6号 平成24年度龍ケ崎市一般会計歳入歳出決算(健康福祉委員会所管事項)

議案第7号 平成24年度龍ケ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議案第10号 平成24年度龍ケ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議案第11号 平成24年度龍ケ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決 算

議案第12号 平成24年度龍ケ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 議案第13号 平成24年度龍ケ崎市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

山形委員長

それでは、ただいまより決算特別委員会を再開いたします。

発言の際には、必ず自席マイクの青いトークボタンを押してから発言願います。

初めに,9月13日に行われました決算特別委員会の総務委員会所管事項について,発言の申し出がされておりますので,発言を許可いたします。

飯田財政課長。

飯田財政課長

おはようございます。13日の決算特別委員会でちょっとその場で即時ご回答できなかった点、2点について回答を申し上げます。

伊藤委員のほうから、不用額についてのご質問がございました。全般的な内容でということでしたので、まず一番大きな不用額の大きいものとしましては、民生費でございまして、これが約3億7,400万ほどございました。次に、総務費で1億1,100万円程度でございます。

次が、教育費でございまして8,700万円程度の不用額が発生しております。これをまた執行率、パーセンテージで見ていきますと、低い順で申し上げますと、商工費が90.7%、 災害復旧費が93.4%、土木費が94.8%、以上のような状況となっております。

それと大野委員のほうから、消防費の需要額と稲広への負担金の話のご指摘をいただきました。決算書で申し上げますと、152ページになりますが、152ページの一番下のほう、コード番号1025000常備消防費であります。この欄の消防庁舎等整備事業費2,316万8,000円、緊急指令装置整備事業費1029万円、この2つの事業費が基準財政需要額に含まれているのかというご質問でございましたが、これについては、いろいろ需要額の細かな積算資料等を確認しましたところ、需要額の中には積算はされていないということでございました。

そしてもう一点、広域市町村圏事務組合消防費の負担金の中にこういった事業費の部分も含まれて払っているのかということでございましたが、これにつきましては、先ほど申し上げましたこの2つの事業費で払っておりますので、あくまでも組合への消防費の分賦金の中には含まれていないということになります。以上でございます。

山形委員長

続きまして, 青山まちづくり推進課長。

青山まちづくり推進課長

同じく2点ほど私のほうから説明したいと思います。

まず大塚委員から質問のありました128ページ,コードナンバー01019200農業公園湯ったり館管理運営費,こちら客室のほうの平成24年度の稼働率はいかがでしたかというご質問でしたが、客室6部屋あります。平均で32.3%でございます。それから、合宿に使っております多目的室なんですが、こちらその性格上もあるんですけれども、21.2%という状況でございました。

続きまして、後藤敦志委員からございました182ページ、コードナンバー01031200文化会館管理運営費のうちの各部屋の、こちらも平成24年度の稼働率というようなご質問でございました。こちらにつきましては、まず大ホールが、使用可能日数が278日、使用日数が211日ということで75.9%の稼働率でございます。それから同じように、小ホールが93.2%、小会議室が85.2%、和室の1号が65.6%、和室の2号が56.5%、リハーサル室が42.8%でした。以上でございます。

山形委員長

続きまして, 岡野収納課長。

岡野収納課長

それでは、お答えいたします。

近藤委員から御質問のあった点でございます。事業実績データ集5ページの中で、普通 徴収にかかわる収納率のことについてのお問い合わせでございました。お答えいたします。 平成24年度市県民税につきましては89.83%、国保税につきましては87.28%。以上でご ざいます。

山形委員長

続きまして, 石引総務課長。

石引総務課長

後藤敦志委員からのご質問で2点、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。まず1点目なんですが、臨時職員等の全体の総費用額についてというご質問でありました。臨時職員等の人件費の総額につきましては3億6,985万9,067円でございます。

続きまして2点目です。臨時職員等の職員のうち、フルタイムで勤務する職員の割合についてでございます。フルタイム勤務する職員は全体で60人おります。雇用しました総人数が440人でございますので、これの割合にしますと13.6%となります。以上です。

山形委員長

ありがとうございました。質問された委員の皆様、大丈夫でしょうか。 それでは、総務委員会所管の課長さんたちは退席してください。

【総務委員会所管執行部退席】

それでは、議案第6号から議案第13号までの平成24年度各会計歳入歳出決算8案件を一 括議題といたします。

本日は健康福祉委員会所管事項についての説明と質疑でありますが、委員長から決算特別委員会の運営に当たり一言申し上げます。

本会議における質疑では、「自己の意見を述べることができない」と制限が加えられているのに対し、委員会の質疑については、会議規則第115条で「委員は議題について自由に質疑し、意見を述べることができる」と定められております。

ただし、本会議と同様に、委員会においても再度申し上げますが「発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又その範囲を超えてはならない」と定められておりますので、よろしくお願いいたします。

また、質疑につきましては、一問一答で行いますので、挙手をして、事業名をお知らせいただくとともに簡潔明瞭にお願いいたします。

さらに答弁者におかれましても、発言の際には、質問内容に対して、的確な答弁をされますようにお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第6号 平成24年度 龍ケ崎市一般会計歳入歳出決算の健康福祉委員会所管事項について、項目順に説明願います。

加藤健康福祉部長

改めまして、おはようございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、一般会計の歳入歳出決算(健康福祉部所管)について説明申し上げます。

まず、全体を俯瞰しておきたいと存じます。所管でございますが、民生費のほとんどが 所管になってございます。それと保健センター関連で衛生費の一部、シルバー人材センター 関係で労働費の一部、それと幼稚園関係で教育費の一部ということで、その主なものは 民生費になってございます。この民生費でございますが、お手元に龍ケ崎市の財政状況、 決算から見える龍ケ崎市の財政状況ということで資料にお手元におありかと存じます。

9ページ,ごらんになっていただきますと,目的別歳出の推移ということで,5年刻みで総務費から公債費に至るまでの各目的別歳出の推移がございます。棒グラフになってございますが,顕著な傾向といたしまして,例年増加しておるということでございます。平成9年,15年前ですけれども,それと比較しますと2倍以上になっておるということでございます。その下に民生費の主な内訳ということでございますが,中でも,いわゆる児童福祉費関係が相当伸びておるというようなことが折れ線グラフから読み取れるかと存じます。

もう一点,次のページでございますが,性質別歳出という観点から見ますと,やはり扶助費ということで,扶助費の大部分を占めているわけでございますが,これも相当な伸びを示しているということで,全体を踏まえていただければと存じます。

さらにその中身で24年度の主な歳出で見ますと、まず一番大きな歳出として挙げられますのが、ここへきまして生活保護費ということで、年度末時点の比較におきまして、昨年度と比較しますと72世帯、84人増ということで、世帯的には14%伸びています。また、人員的にも13%伸びているということで、ここ5年前後の傾向として相当な伸びを示しているということが言えます。これが1点でございます。

それと、国民健康保険への繰出金ですとか介護保険の繰出金、後期高齢者医療への繰出金ということで、これらもかなり 増えてございます。理由といたしましては、高齢化ということで、国保においては後期高齢者支援金ですとか介護納付金の部分でやはり高齢化の波、影響を受けていると、介護、高齢にもろ医療費ですとか介護費用の部分で拠出がふえるというようなことが言えております。高齢化に伴っての歳出増ということです。

障がい者自立支援関係についてもかなり伸びておりまして,これにつきましては,障がい者お1人当たりのサービス利用日数の増ですとか施設入所数の増,こういったものが理由となって増えておるということでございます。

さらに、児童福祉費関係では、私立保育所の運営費、これにつきましては、入所児童数が順調に増加しておるということで、対前年度比で年間通じました比較で申し上げますと 9%ほど伸びているというふうな状況がありまして、その結果として、保育所運営費が伸びているということでございます。

押しなべて今申し上げましたように、いろいろな項目で伸びているということでございまして、1つ例外的なものといたしましては、子ども手当が児童手当に制度変更になりまして、これによって若干減になったというようなことが見てとれる内容となっております。 大まかに申し上げますと、そういった状況がございます。

それで、細部に入っていきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、13・14ページからになります。

まず、分担金及び負担金で負担金のうちの民生費負担金でございます。まず、地域活動 支援センター運営費負担金でございます。これにつきましては、精神障がい者を対象にし た地域活動支援センターの運営費負担金ということで、稲敷市・利根町・河内町からご負 担をいただいている歳入でございます。老人施設入所負担金、その下でございます。これ につきましては、稲広で運営しております松風園の入所者11名分の負担金でございます。

次に、児童福祉費の負担金でございます。放課後児童健全育成事業につきましては、教育委員会所管になっておりますので、この2つは飛ばしまして、0003から0006まで保育所の私立・公立分のそれぞれ現年度分滞納繰越分の保育料の歳入でございます。大きなところといたしましては、現年度分の私立といたしまして、1億8,500万何がしかの歳入になってございます。収納率を申し上げておきたいと思います。現年度分でございますが97.05%、過年度分が19.14%でございます。対前年度比較で申し上げますと、現年度分が23年度96.44%でございますので、0.61%増ということになってございます。過年度分につきましても、前年度が12.9%ということで6.24%の増になったところでございます。保

育料に関しましては、児童手当からの保育料滞納分を児童手当から振り充てるというような措置をしたところでございまして、そういったことも功を奏して収納率がアップしておるような状況がございます。

次に、日本スポーツ振興センター災害共済負担金でございますが、これは八原保育所の園児の傷害保険の保護者負担金でございます。続きまして2つ、衛生費の負担金でございます。病院群輪番制病院運営費負担金、小児救急輪番制病院運営費負担金でございます。それぞれ加盟市町村からの負担金になってございます。24年度・25年度につきましては、当市が幹事ということで取りまとめの関係で当市の会計で処理されておるところでございます。

続きまして, 次のページをお開きください。

使用料及び手数料ということで、民生使用料、社会福祉使用料と児童福祉使用料ということで載ってございます。目的外使用料というのが、総合福祉センター施設目的外使用料、2段目ですね。4段目に、ふるさとふれあい公園施設目的外使用料、地域福祉会館施設目的外使用料、ひまわり園施設目的外使用料、児童福祉使用料では、さんさん館施設目的外使用料、保育所施設目的外使用料でございますが、これらにつきましては、電柱の占有料あるいは自動販売機の設置料、電気代ですとか、あと職員駐車場の使用料、そういったものでございます。目的外とついていないものでございます。まず最初にございます。総合福祉センター使用料でございますが、これにつきましては、60歳未満の使用料でございます。。3つ目のふるさとふれあい公園の使用料は、焼き物の窯の使用料でございます。続きまして、児童福祉費の使用料で、さんさん館保育料の使用料ということで94万8,000円でございます。これにつきましては、リフレッシュ保育の保育料でございます。

続きまして、19・20ページへお飛びください。

国庫支出金に入ってまいります。まず国庫負担金でございます。民生費の国庫負担金ということで、まず、社会福祉費の負担金でございます。国民健康保険基盤安定の負担金ということでございます。これにつきましては、一般会計からの国保特会への繰り出しの財源になるものでございますが、これにつきましては、税低減の被保険者数に応じて一定割合を公費で負担するというようなことで、それに対する国の負担でございます。ルール分でございます。

続きまして、特別障がい者手当等給付費ということで、これにつきましては、特別障がい者手当、障がい児福祉手当の財源になってございます。国4分の3の負担率になります。続きまして、障がい者自立支援給付費でございます。これにつきましては、国が2分の1ということで3億1,245万9,848円ということで前年度比で17%の伸びとなってございます。冒頭申し上げました障がい者自立支援給付費の歳出が顕著に増加しているというようなことを受けて、国庫負担も増えているということであります。

次に、障がい児施設給付費でございます。これにつきましては、従来ですと障がい者自立支援給付の中に含まれておりましたが、法律が変わりまして、自立支援法から児童福祉法の範囲になったということで項目を新たに起こしております。障がい児施設給付費ということで国2分の1の補助でございます。

続きまして、母子生活支援施設措置費でございます。当市の母子生活支援施設青葉荘についてはなくなったところでありますが、ここで措置費でございますが、これは当市の市民の県外の施設に入所措置したと、保護をしたときに対する国庫負担でございます。2分の1でございます。児童扶養手当給付費、国3分の1でございます。

次に、児童扶養手当給付費ということで、これは制度改正によりまして改めて児童手当ということになってございます。7億4,152万7,865円ということでございます。児童手当につきましては、国庫負担率が保護者の被保険者保険であるか否か、あるいは年齢によっていろいろな負担区分がございますので、簡単には申し上げられませんが、一例で申し上げますと、被用者であって3歳未満の場合ですと、国が15分の13、県が15分の1、市が15分の1というような、一例はそんな形になります。それと、その下が子ども手当給付費で

ございます。24年度につきましては,子ども手当と児童手当が混在する非常にわかりにくい経過,過渡的な状況でございましたので,いわゆる2カ月分を子ども手当,10カ月分を児童手当というふうな形で支給してございます。それに対する国庫負担でございます。子ども手当給付費の国庫負担でございます。保育所運営費(私立分)国が2分の1でございます。生活保護費8億4,155万8,000円ということで,国4分の3でございます。対前年度比10.4%の伸びとなってございます。

次に,補助金でございます。

民生費の国庫補助金ということで、障がい者給付訪問調査等事務費、障がい者給付審査会事務費ということで、それぞれ障がい者関係の事務費関係の補助金でございます。それぞれ2分の1でございます。障がい者地域生活支援事業費、これにつきましては、障がい者の地域生活支援事業に対して、国が2分の1の補助になってございます。続きまして、セーフティーネット支援対策等事業費でございます。これにつきましては、生活保護関係のレセプト点検、そういったものの事務処理に対する補助金でございます。10分の10でございます。

次に、障がい者虐待防止対策支援事業費ということで、昨年10月1日に障がい者の虐待防止法が施行されております。それに伴いまして、新規に計上した事業に対する補助でございます。歳出について、事業内容については述べたいと存じます。

続きまして、介護報酬改定等のシステム改修事業費ということで、国から10分の5の補助でございます。これにつきましては、外国人住民を住基へ加える改正が住民基本台帳にございましたのでその1件。それと、そのための管理一式と宛名改修及び動作確認、そういったものをしたところでございます。

次に、子育て支援交付金でございます。まず子育て環境整備分ということで、これはこども課所管分でございまして、いわゆる一時預かり事業ですとか地域子育て支援拠点事業、あるいはファミリーサポートセンター、そういったものを対象に補助されたものでございます。

次に,災害廃棄物処理事業費(被災保育所解体分)でございます。これにつきましては, 大宮北文間保育所についての解体について,国の2分の1の補助でございます。

続きまして、衛生費の補助でございます。感染症予防事業費ということで、国2分の1の補助となってございます。内容といたしましては、子宮頸がん、乳がん、大腸がん、そういったものでございます。

続きまして、子育て支援交付金の育児支援家庭訪問分ということで、先ほどこども課分で申しあげました、これは健康増進課分でございます。赤ちゃん訪問事業あるいは養育支援訪問、そういったものに対する補助でございます。

次のページをお開きください。

教育費の国庫補助金でございまして、そのうちの幼稚園費補助金ということで、幼稚園 就園奨励費ということで2,373万4,000円の歳入となってございます。補助率は3分の1な んですが、その3分の1に圧縮率がかかって3分の1出ていないというような状況がござ います。

続きまして、委託金でございます。民生費の委託金、国民年金事務費ということで、事務に対する委託金でございます。市における国民年金事務につきましては、法定受託事務といたしまして、申請受付事務が法定されております。その事務に対する国からの委託金でございます。

続きまして、特別児童扶養手当の事務費10分の10でございます。次のページをお開きください。

これから県の負担金になってまいります。福祉の制度は1つのパターンがございまして、国が2分の1を出して、県が4分の1を出して、市が4分の1を出すというのが非常に多くあるパターンでございまして、そういった意味で、先ほど申し上げました国庫負担金に連動する形で県の負担金がついてくるというようなものが多うございます。

国民健康保険基盤安定でございますが、先ほどの国庫負担金で申し上げました、いわゆる税源軽減のした人数分に対する国の負担があるわけですが、それに対する県の負担もあるということで、国が2分の1、県が4分の1になっています。それとあわせまして、県の場合、税額、保険料の軽減額を補填する部分でも、県が4分の3、市が4分の1というようなことで、特会のほうが拠出するわけでございますが、その県の4分の3の部分も入っているということで、国のひもつきの部分と県の4分の3の部分ということで2本立てになってここに1億四千数百万円計上されておるところでございます。

次に、障がい者自立支援給付費でございます。先ほど申し上げました国 2 分の1 に対して県 4 分の1 でございます。後期高齢者医療保険基盤安定の負担金でございます。これも国保と同様、同じような制度のつくりになっていまして、保険料の軽減分を公費補填するというようなことで、県が4分の3の負担率ということになってございます。障がい児施設給付費、これも自立支援給付と同様に、国 2 分の1 に対して県が4 分の1 というような形でございます。

続きまして、母子生活支援施設措置費でございます。国2分の1に対して県4分の1です。児童手当給付費、子ども手当給付費、それぞれ国の負担率のほかに県の負担率が所要の定めがあることからの歳入となってございます。保育所運営費(私立分)国2分の1に対して県4分の1でございます。

生活保護費でございます。ここの県の負担でございますが、これが居住地がない、また明らかでないものについては県の措置になるというようなことで、国が4分の3で県が4分の1を出すということで、市が負担すべき4分の1を県が肩がわりするというような仕組みになってございます。

続きまして、県の補助金でございます。民生費の県補助金ということでずっと続いてございます。事務処理特例交付金、これは県からの権限移譲事務に対する交付金でございます。住まい対策拡充等支援事業費、これについては、住宅手当の緊急特別措置事業に対する県の補助でございます。10分の10でございます。障がい者地域生活支援事業費ということで、これは国の補助金にございましたが、国2分の1、県4分の1でございます。続きまして、老人クラブ助成費、老人クラブ連合会助成費、それぞれ老人クラブに対する助成でございます。続きまして、地域支え合い体制づくり事業費ということで、高齢者支援事業分ということでございます。これにつきましては、いわゆる災害時要援護者対策の事務にこの補助金が使えるというようなことで特財を活用したところでございます。続きまして、重点分野雇用創造事業交付金でございます。これにつきましては、臨時職員の雇用ということで、在宅高齢者生活支援事業分ということで高齢福祉課分で臨時職員を雇用した部分でございます。

続きまして、医療費助成事業費医療費分並びにその下の事務費分でございますが、いわゆるマルフクに対する県の補助でございます。続きまして、重点分野雇用創造事業交付金(小児マルフク拡大事業分)ということで、これにつきましても、保険年金課の臨時職員の雇用に活用したところでございます。地域支え合い体制づくり事業費(障がい者支援事業分)、災害時要援護者対策のうちの障がい者部分について財源を活用したものでございます。続きまして、障がい者自立支援特別対策事業費ということで、県4分の3でございます。支援費制度から自立支援への移行に伴いまして、いわゆる事業所への影響が出ていまして、それに対する激変緩和ということでの補助でございます。地域ケアシステム推進事業費につきましては、県のいわゆる地域ケアシステムに関する補助金でございます。

続きまして、児童福祉費の補助金でございます。2つ目、安心こども支援事業費ということで、子育て支援対策事業分ということで、児童手当のシステム改修費の補助に充てたところでございます。10分の10でございます。在宅障がい児福祉手当支給事業費でございますが、これにつきましては、県が2分の1の補助率となっておるところでございます。子育て支援体制緊急整備事業費ということで、これにつきましては、私立保育所の3歳未満児の保育体制の整備に充てる補助金ということで、県から10分の10の補助が出ていると

ころでございます。

次のページをお開きください。

特別保育事業費(私立分)ということで、3分の2の補助でございます。

続きまして、重点分野雇用創造事業交付金ということで、被災保育所緊急対策事業分ということで、大宮北文間の送迎バスの運営業務嘱託員の雇用の財源に充てたところでございます。10分の10でございます。次に、重点分野雇用創造事業交付金(保育体制強化事業分)ということでございます。これにつきましては、八原保育所の保育嘱託員の報酬等に充てたものでございます。

続きまして、すこやか保育応援事業、これにつきましては、県の制度でございますが、保育所に入所している2人目の3歳未満児に対する県補助でございます。保育料の補助ということでございます。

次に、安心子ども支援事業費(保育サービス支援等分)ということでございまして1億4,602万1,000円ということでございます。これにつきましては、ながと夢保育園の整備ということで歳入したものでございます。補助基本額の3分の2ということで1億4,602万1,000円というようなことでございます。

次に待機児童解消推進事業費ということでございます。これにつきましては、分煙を設置している保育所に対して、保育士の加配受け入れの補助金ということで歳入したものでございます。次に事務処理特例交付金ということで、児童福祉の新聞で県からの権限移譲分に対してであります。

続きまして,災害救助費の補助金でございます。被災住宅復興支援利子助成費ということで,これにつきましては,県のほうで年度途中に1%分の3.11で被災した住宅の復興支援利子助成制度ができた部分に対して,1%の利子補給ということで県からの歳入でございます。次に社会保障生計調査交付金ということで,国が生活保護世帯の家計簿調査の交付金になってございます。

次に衛生費の県補助金でございます。まず、献血推進事業費ということで、事業費の2 分の1の補助でございます。小児救急輪番制病院運営費につきましては,県2分の1の補 助でございます。健康増進事業費、健康教育ですとか健康カレンダー、肝炎ウィルス等に 対する補助でございまして、3分の2でございます。重点分野雇用創造事業交付金(成人 保健事業分)ということで、これにつきましては、保健センターのがんの無料検診に関し て雇用した職員に充てたものでございます。妊婦健康診査臨時特例交付金ということで、 従前から14回分の妊婦健康診査に対する県の交付金でございます。重点分野雇用創造事業 交付金(母子保健事業分)ということで、これも保健センターの母子保健担当の看護師等 の雇用に充てたものでございます。事務処理特例交付金(母子保健事務分), これにつき ましては、平成23年度から未熟児訪問指導というものが県から権限移譲されたことに伴う ものでございます。地域自殺対策緊急強化事業費ということで、県10分の10の補助でござ います。重点分野雇用創造事業交付金(疾病予防事業分)ということで、保健業務嘱託員 の報酬に充てたところでございます。子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金 ということでございます。ヒブですとか小児用肺炎球菌、子宮頸がんの任意ワクチン、24 年度当時は任意ワクチンでございますが、それの9割分の半分負担ということでございま す。2つ飛びまして、予防接種後の健康状況調査事業交付金ということで、これについて はBCGの集団接種後の健康状況調査が割り当てられておりまして、それに対する交付金 ということでございます。

次に飛びまして,29・30ページをお開きください。

民生費の委託金,委託金でございます。民生費の委託金ということで,社会福祉統計等 調査費ということで,厚労省の指定統計に対する委託金でございます。

次のページをお開きください。利子及び配当金でございまして、9番目の地域福祉基金 利子ということで30万1,148円、これが所管になってございます。

次のページをお開きください。諸収入でございます。まず、加算金です。老人保健医療

事業加算金7,560円,これにつきましては、東京医大茨城医療センターの不正請求分に係る加算金老人保健分でございます。

続きまして、貸付金元利収入でございます。障がい者住宅整備資金貸付金元利収入ということで12万9,430円ということで歳入されております。これで全て債権は回収したというような完済されておるところでございます。

続きまして、高額療養費貸付金元利収入でございますが、これは支給対象額の9割を限度に貸し付けるということで13件の部分に対しての収入でございます。

続きまして、一番下でございますが、災害時特別援護資金貸付金元金収入ということで、 これは4年前の竜巻被害者に対する貸付金の償還金でございます。当時5名に貸し付けた ところでございまして、お1人が完済してされまして4人が返済中というようなことでご ざいます。

次のページをお開きください。地域総合整備資金貸付金元利収入でございます。介護老人保健施設けやきの郷建設並びに済生会病院建設に際しての地域総合整備資金の貸し付けに対する返済でございます。

次に、受託事業収入でございます。公立保育所入所受託収入ということで、八原保育所において他市町村から受け入れた児童に関する受託収入でございます。

続きまして、雑入でございます。弁償金でございますが、3番目の燃料費弁償金ということで、昨年、八原保育所のバス運転手がガソリンを搾取したというような事件がございまして、その不正取得した部分の一部を運転手の給与から充当させた部分でございます。

次に、納付金でございます。医療福祉費第三者納付金ということで、これは事故等第三者行為の求償分でございます。それと、医療福祉費高額療養費等納付金でございますが、これにつきましては、高額療養費の部分の各医療保険者からの納付を歳入したということでございます。

続きまして、次のページでございます。同じく団体支出金でございまして、県後期高齢者医療広域連合特別対策補助金というのが0012でございます。これにつきましては、後期高齢者医療加入者の肺炎球菌ワクチンの接種助成に対する補助でございます。

続きまして、雑入でございます。まず、給食費の負担金でございますが、保育所職員の 給食費負担金でございます。八原保育所の給食に関するものでございます。

雑入でございます。まず、0006番、医療福祉費返還金ということでございます。マルフク資格喪失の受診による返還及び診療報酬の返還金でございます。生活保護費の返還金が259万2,584円ということでございます。後々そういう収入が認定されたりとかそういったことで返還したケースでございます。

続きまして、飛びまして、0035総合福祉センター食事料ということで、総合福祉センターの食事料でございます。それと0036緊急通報装置設置者負担金ということで8人分でございます。それと、老人保健医療事業延納金ということでございまして、これにつきましては、過誤返還分ということでございます。一番下、子育て支援センターCD等売り払い収入ということで、さんさん館のほうで作ったCDの売り払い収入でございます。

次のページをお開きください。

公立保育所現場実習費ということで、大学等からの実習生の受入費でございます。健康 診査受診者負担金ということで566万3,900円、これにつきましては、各種の健康診査の受 診者の負担金でございます。妊婦教室参加者負担金が1万9,750円でございます。

続きまして、飛びまして、0072障がい者自立支援サービス事業特別会計精算金でございます。これは障がい者自立支援サービスがつぼみ園関連でございますが、自己負担金分の過年度分が23年度分として歳入されたということで、特会余剰金を精算として受け入れたものでございます。

下の児童デイサービス事業自己負担金過年度分,これにつきましては、さらに出納閉鎖後の歳入ということでございます。

続きまして,2つ飛びまして,子ども手当返還金でございます。子ども手当の過誤払い

返納分でございます。

次のページをお開きください。上から4つ目,ふるさとふれあい公園の電話使用料ということで,公衆電話の使用料でございます。それと,一番下,児童扶養手当返還金ということで,児童手当の返還がございました。資格喪失手続の提出の遅れですとか,額改定手続の提出の遅れ、そういったことに伴って生じた返還でございます。

次に、市債でございます。民生費債で県災害援護資金貸付金ということでございます。 半壊以上修繕に対しまして170万円のそういう貸付制度がございます。それが3件あった ということでございます。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。81ページ・82ページをお開きください。

民生費ということで、下から数行ございます。まず、9000番、保健福祉総合推進事業ということでございます。これにつきましては、主なものでございますが、報酬ということで、非常勤職員報酬24万3,600円が主なものでございます。これにつきましては、市の保健あるいは福祉に関します政策について、審議いただいております諮問機関でありますところの保健福祉総合推進協議会の委員報酬でございます。

次のページをお開きください。

9100番, 職員給与費(社会福祉分)14人分の給与でございます。

9200番,社会福祉事務費でございます。主なものといたしましては、報償金がございます。これにつきましては、福祉有償運送のあり方について、利害関係者の意見調整を行う目的で設置しております福祉有償運送等運営協議会の委員報酬が主なものでございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計繰出金9,300万でございます。5億7,879万5,486円ということでございまして、対前年度比19.4%増でございます。中身といたしましては、大半がルール分でございますが、いわゆる歳入歳出の差額、赤字補填分というようなことで6528万9,652円が赤字補填分というような形に結果としてなってございます。前年はゼロでございました。先ほど申し上げましたように、国保会計、介護あるいは後期高齢への拠出という部分でもかなり額が増えてきていまして、そういった中で歳入も大きな伸びはなかったということで、ややそういう財務状況というのが厳しい方向に向かいつつあるのかなというような受けとめをしておるところでございます。対前年度比19.4%増でございます。

次に9400番,民生委員等関係経費でございます。主なものといたしまして,補助金でございまして,民生委員・児童委員地域福祉活動ということで117人いらっしゃる民生委員,児童委員さんに対しまして,年額6万円の補助金でございます。活動に対する補助ということでございます。

1つ飛びまして,9600番,行旅死病人等一時援護事業でございます。主なものといたしましては,手数料でございまして,死体検案ですとか遺骨の埋葬料,葬祭料,そういったものでございます。

続きまして、9700番、遺族等援護事業ということで、主なものといたしましては、次ページになります。委託料と使用料及び賃借料ということで、委託料の戦没者追悼式祭壇生花設置 9 万9、750円、それと使用料及び賃借料ということで、主なものといたしまして、追悼式の祭壇の賃借料でございます。昨年10月 6 日に開催いたしました戦没者追悼式の費用が主なものでございます。

続きまして,9800番,社会福祉協議会助成費でございます。まず,補助金のうちの市社 会福祉協議会補助金でございますが,人件費に対する補助でございます。

障がい福祉サービス事業費、これにつきましては、あざみ、ひまわり園に対する補助で ございます。自立支援給付の歳入のみでは足りない部分を補助した部分でございます。そ れぞれ障がい者の福祉サービス事業所、障がい者のデイサービスセンターということで事 業を実施したところへの補助でございます。

続きまして,9900番,地域福祉推進事業でございます。これにつきましては,全て社会福祉協議会への支出でございます。地域福祉推進事業という名称のとおり,地域福祉の担

い手であります社会福祉協議会が実施いたします地域福祉に資する各種事業に対する委託 料,補助金,交付金でございます。

続きまして、10000番でございます。住宅手当緊急特別措置事業ということでございます。まず、主なものといたしましては委託料、面接相談等事務、これを社協に委託してございます。380万円でございます。それと、扶助費でございますが、住宅手当29人分、352万900円の支出になってございます。

次に、社会福祉施設でございます。10100番、総合福祉センター管理運営費ということで、委託料は総合福祉センターの管理運営の指定管理料でございます。それと、工事請負費で高圧地中開閉機交換工事ということで、これは送電線から引き込む部分の施設でありますが、経年劣化により交換が必要になったということでの工事請負費でございます。

10200番, ふれあいゾーン管理運営費, 主なものといたしましては, 委託料はふるさと ふれあい公園の指定管理でございます。それと使用料及び賃借料, 原材料費でございます が, 使用料及び賃借料につきましては, グランドゴルフ場整備する際の油圧ショベル等の リース, 原材料については, 同じくグランドゴルフの整備のための砂等の購入の原材料費 でございます。

続きまして、障がい福祉事業でございます。10300番ということでございます。主なものは次のページでございます。

委託料ということで、障がい者福祉システムの補修でございます。それとその下、使用料及び賃借料ということで、システムの賃借料でございます。それと扶助費でございますが、1,867万4,500円ということで、特別障がい者手当と障がい児の福祉手当、2つの手当の扶助費になってございます。

10400番,障がい者給付訪問調査等事務費でございまして,これは事務費でございますが,役務費,手数料ということで,医師の意見書が手数料となってございます。

10500番,障がい者給付審査会の事務費でございます。これにつきましては、障がい者の給付審査会の委員の先生方の報酬103万3,400円、これが主なものでございます。

10600番,障がい者自立支援事務費ということで、主なものといたしましては、手数料ということで、障がい福祉サービスの審査支払い手数料、あるいは障がい者の医療費の審査支払い手数料、国保連あるいは支払基金への支出でございます。

次に、10700番、障がい者自立支援給付事業でございます。扶助費でございますが、6億1、316万5、176円ということでございます。冒頭申し上げましたとおり、1人当たりのサービス利用日数の増加ですとか施設入所者数の増があったことから、かなり伸びているということで、そういった基調に数年あるということでございます。主な内訳でございますが、障がい者の介護給付費が3億3、470万、障がい者の訓練等給費費が1億9、000万、障がい者の更正医療費が約5、000万と、そんな内訳になってございます。それと償還金でございますが、これにつきましては、平成23年度の国庫負担金の精算に伴う戻しでございます。

10800番,障がい者地域生活支援事業でございます。主なものといたしましては、報酬費ということで、非常勤嘱託職員報酬でございます。障がい者の支援相談員の報酬が主なものでございます。

次のページをお開きください。同じく障がい者地域生活支援事業のうちの委託料ということで、主なものといたしまして、生活訓練等(夜間支援)事業、あるいは地域活動支援センターの運営ということが主な委託の業務になってございます。夜間支援につきましては、利根町にあります障がい者デイサービス事業所の響きを活用させていただいておるところでございます。地域活動支援センターにつきましては、稲敷ハートフルセンターと龍ケ崎の地域活動支援センター2カ所の委託料ということになってございます。

その下, 扶助費でございますが, その他の扶助費ということで2,068万5,435円でございます。主なものといたしまして, 日常生活用具費が約1,200万円, 日中一時支援事業が約630万円というような内訳になってございます。

次に、10910番、障がい児支援サービス事業特別会計繰出金でございます。これにつき

ましては、つぼみ園の特別会計でございますが、24年度から職員が1人増えたということがございまして、繰出金が34.7%増になっておるところでございます。

次に、11050番、障がい児施設給付事業でございます。これにつきましては、障がい児の施設給付ということで、歳入でも申し上げましたが、いわゆる従来自立支援用の目で行われておりました、いわゆる児童デイサービスが、児童福祉法上に位置づけられたことで、ちょっと歳出項目を新設したところでございます。そういったことで、当該支出3,374万51円でございます。これつぼみ園だけではなくて、それ以外のそういう障がい児の施設、給付施設も対象になっているところでございます。

次に、老人福祉費でございます。11100番、職員給与費3人分の給与でございます。

11200番,老人福祉事務費でございます。主なものといたしまして,負担金がございまして,広域市町村圏事務組合養護老人ホーム運営費ということで,松風園に対する,いわゆる措置費以外の補助というようなことで535万6,000円の支出になってございます。

一方,ルール上の措置費でございますが、1つ飛びまして、11500番,老人保護措置費がございます。その他扶助費,これが松風園に対する、いわゆる措置費相当分ということでございます。2,405万7,752円ということでございます。これのみ、ルール分のみでは赤字になりますので、535万6,000円の補助になったという図式でございます。

11400番,介護保険事業特別会計繰出金でございます。6億1,500万円ということで対前年度比5.0%でございます。介護保険事業,非常に介護給付が順調に伸びております。そういったことから、会計、特別会計の繰り出しのルール上、伸びるというような形になります。

次に、1つ飛びまして、11600番、高齢者生きがい対策事業でございます。報償費でございます。これにつきましては、いわゆる高齢者に対する敬老祝い金関係でございまして、23年度までは85歳、90歳、95歳、100歳で支給しておりましたが、24年度より100歳到達と88歳到達というような形で集約しております。その結果、対前年度比で約4割減というような形の諸資金の支出になってきておるところでございます。

次のページをお開きください。補助金でございます。高齢者生きがい活動ということで、これにつきましては、長寿会連合会への補助金になってございます。交付金でございますが、高齢者生きがい対策事業とうことで、敬老会の開催につきまして、社協への交付金でございます。

続きまして、11700番、在宅高齢者生活支援事業でございます。主なものといたしまして、共済費、賃金でございますが、臨時職員2名分、それぞれの支出でございます。そのほか、委託料といたしまして、交流サロン松葉館、松葉館の運営事業の委託料が、65歳未満の利用部分については一般会計でやっていまして、65歳以上につきましては、介護特別会計のほうの支出ということで区切ってございます。65歳未満の部分でございます。

続きまして、緊急通報システムの補修が111万5,100円、災害時要援護者管理システムの補修並びに修正が37万8,000円、27万8,250円となってございます。それと、備品購入費でございますが、緊急通報システムの端末機を57台、それと認知機能評価支援システムということでタッチエムシステムということで、画面にあらわれます映像を記憶しておいて、後ほどそれを手で再現してみるというようなことで、認知機能の低下の度合いが判定できるというようなシステムでございます。これを購入したところでございます。次に、負担金補助及び交付金でございますが、負担金ということで、稲広への緊急通報センターの運営費の負担金でございます。こういったものが主なものでございます。

次に、11900番、後期高齢者医療事業の関係でございます。使用料及び賃借料ということで、システムのリース料でございます。これ、本来であれば後期高齢者の特別会計で計上することが妥当かと思いますが、後期高齢者医療制度が始まった時点、特別会計がなかった関係で一般会計で処理したと、そういうために現時点も、当初一般会計で処理してというようなことでございます。

次に、12000番、後期高齢者医療事業特別会計繰出金でございます。対前年度比で

10.6%増になってございます。やはり後期高齢者医療、国民医療費が38兆円なんていうことで、先だって応分がなされておりましたが、高齢化に伴って後期高齢者医療の繰り出しはやはりふえているというようなことを受けて、やはり一般会計からの繰出金、こういったものも増えていくというような図式になってございます。

11310番,老人保健医療事業でございます。老人保健医療事業につきましては、平成19年度をもって終わっております。その精算ということで医療費の精算1,980円ということになってございます。

11450番,介護サービス事業特別会計繰出金ということでございます。これにつきましては、24年度から地域包括支援センターの直営化に伴いまして創設した特会がございます。 それに対する繰り出し分ということでございます。

続きまして、医療福祉でございます。医療福祉事業、12100番(県補助分等)、次のページ、12200番(単独分)ということでございます。いわゆるマルフク制度について県の制度の枠で運営している部分が12100番、県補助金でございまして、それ以外の市単独でいろいろサービスを充実させておりますが、その部分が単独分となってございます。まず、主なものでございますが、県補助分では扶助費、医療費のいわゆる医療費の補助部分でございますが3億8、261万6、733円ということで、これにつきましては、対前年度比で1.2%減と若干減ってございます。単独分でございますが、扶助費が4、123万3、976円ということでございます。これは24年度中に小学校3年生までだった小児マルフクを小学校6年生まで拡大してございまして、この4、123万3、976円、およそ倍増したということでございます。小6拡大のために伸び率が103.4%増ということで、倍以上になったということでございます。。

次に、12300番、高額療養費貸付事業でございます。支給額の9割を限度に貸し付けをするというようなことでございます。貸付金でございますが、5件ということでございます。23年度は49件ございまして、対前年度で92.8%減ということで10分の1になったわけです。その理由といたしましては、平成24年度及び限度額認定書が外来でも使用できるようになったということで、そういう制度上、変更があったため、大幅に件数が減少したところでございます。

12450番, 職員給与費(医療福祉) 4人分の給与でございます。

次に、国民年金費でございます。12500番、職員給与費(国民年金)3人分の給与でございます。

続きまして、12600番、国民年金の事務費でございます。主なものといたしまして、報酬、非常勤嘱託職員報酬ということで、国民年金相談員の方の報酬でございます。

次のページをお開きください。続いて、児童福祉費に入ってまいります。まず、12700番、職員給与費でございます。児童福祉分15人分の給与でございます。

次に、12800番、児童福祉事務費でございます。主なものといたしましては、委託料、 児童福祉システム修正、その下の同保守が主なものでございます。児童扶養手当ですとか 保育関係のそういうシステムでございます。それぞれ修正と保守でございます。その関連 で、使用料及び賃借料がシステムの賃借料になっております。負担金が管外母子生活支援 施設運営費ということで、歳入のほうで申し上げましたように、市内居住の母子世帯につ いて市外の母子寮に措置をしたということでございます。

次に、12900番、家庭児童相談事業ということで、主なものといたしましては、こども 課に設置しております家庭児童相談室の家庭相談員2人の非常勤嘱託職員の報酬でござい ます。現在は児童虐待事案などを中心に当たっておるというような状況がございます。

続きまして、13000番、児童扶養手当支給事業でございます。これにつきましては、母子家庭等への手当ということでございます。3億3,367万9,020円ということで、ほぼ前年度と同額でございます。

次に、13100番、特別児童扶養手当事務費でございます。重度の障がいのある在宅の20 歳未満の子どもを養育している保護者に支給される手当でございます。手当そのものは市 を介さずに県が行いますので、この箱の中に歳出としての扶助費はないということで、事 務経費のみの支出でございます。

次に、13200番、子ども手当事務費でございます。主なものとしまして、次のページ、通信運搬費、子ども手当システム保守が主なものでございます。

次に1つ飛びまして、13400番、子育てサポート利用料助成事業でございます。これにつきましては、NPOが行う一時預かり事業に関しまして、保護者負担の一部を市が助成を行うというような市単独事業でございます。主なものといたしまして、扶助費でございますが、245万5、700円ということで、24年度中の実利用世帯数は162世帯あったということでございます。

次に、13500番,次世代育成支援対策事業でございます。主なものといたしまして、需用費、印刷製本費で子育てガイドブックの印刷製本をしております。そのほか、備品購入費でオムツがえシート・ベビーチェアを文化会館、歴史民俗資料館に設置したところでございます。

次のページをお開きください。そのほか、補助金といたしまして、幼児2人乗り用自転車購入費ということで30万9,500円ということで11人回答がございました。

次に、たつのこ育て応援の店(赤ちゃんの駅)設置促進事業ということで、これにつきましては4事業者がございました。40万9,000円の支出となってございます。

次に、13600番、子育て支援施設管理運営費ということで、中里にございますさんさん館の管理運営でございます。主なものといたしまして、報酬、非常勤嘱託員報酬ということで、子育て支援センターの非常勤嘱託職員の報酬が主なものでございます。そのほか、委託料といたしまして、ファミリーサポートセンター運営ということで583万8、678円ということで、これにつきましては、ファミリーサポートセンター、さんさん館自体は大きく大別しますと3つの機能がございまして、いわゆる子育て支援センター部分については直営でやっていまして、ファミリーサポートセンター、リフレッシュ保育を実施する保育ルーム、その2事業については委託に出しているということで、このファミリーサポートセンター運営につきましては、その委託部分、リフレッシュ保育も含めての委託部分でございます。市内のNPOのテディベアにお願いしておるところでございます。

次に、13700番、第3子支援事業でございます。主なもの、補助金でございます。市単独事業でございます。第3子支援ということで出産祝い金10万円が90人のお子さんが第3子いらしたということで900万でございます。それと、すくすく保育助成金ということで、4月1日生まれのお子さんが保育所を使った事例、そういう年齢の狭間で1人発生いたしまして、その方に対する保育料ということで11万8、200円の補助を出したところでございます。

続きまして、13750番、母子生活支援事業ということで、これにつきましては、補助金でございまして、青葉荘、最後の退所者につきまして、住宅賃料の助成を行ったというようなことでございます。

続きまして、13800番、児童手当支給事業でございます。主なもの、委託料でございます。児童手当システム構築ということで、4月から法改正があって児童手当になったということで法改正に対応しております。システム修正ということで、これにつきましては、保育料を特別徴収できるように児童手当システムを対応したということでございます。それぞれ国庫補助10分の10でございます。次に、扶助費でございますが、児童手当、これが24年4月分から25年1月分ということで10カ月分でございます。10億8,991万5,000円ということでございます。その下、13900番が子ども手当支給事業ということで、これが平成24年2月・3月分の2カ月分ということで2億3,744万7,000円となってございます。合計いたしますと、13億2,736万2,000円ということでございます。前年度は12カ月間、子ども手当でございました。その当時の支出が15.5億ということでございますので、この2つの手当を合わせても14.4%ほどの減になったということでございます。制度改正によって支出が抑制されたまれなケースでございます。

14000番, 在宅心身障がい児介護事業でございます。扶助費につきましては, 在宅心身障がい児福祉手当でございます。

続きまして、保育所関係でございます。14100番、職員給与費(保育所)23人分の給与でございます。

14200番,私立保育所運営費でございます。運営費ということで8億4,235万7,610円ということでございます。国2分の1,県4分の1,市4分の1で措置されるものでございます。市内私立保育所9 園分の支出でございまして,対前年度比6.5%増ということでございます。やは9保育所入所児童が増えております関係上,運営費自体にはね返ってくるというような仕組みでございます。

14300番,私立保育所保育助成事業でございます。これにつきましては、対前年度比110.7%増というようなことで2倍以上に膨れております。主な理由でございますが、補助金の中の2点目、私立保育所施設等整備事業繰り越し分ということ1億6,427万3,000円、これが大きい原因になってございます。ながと夢保育園の整備工事ということで、平成23年度事業として実施しましたが、本園の移転、増改築を実施したわけですけれども、旧園舎の解体撤去が終了しなかったために24年度に繰り越しをしたというような経緯がございます。

ちょっと左側をごらんになっていただきたいんですが、繰越明許費で2億1,021万3,000 円ということでございます。これは何かと申しますと、私立保育所施設等の整備事業で今年それぞれ8月1日にオープンいたしましたまつやま大宮保育園となないろ保育園の部分でございます。

14300番, 私立保育所保育助成事業ということで, さまざまな事業に対して補助を出しておるところでございます。市単独事業といたしましては, 下から3つが市単独補助でございまして, 私立保育所運営費, 私立保育所障がい児保育対策事業, 私立保育所保育士増員配置事業ということで, この3つが市の単独事業となってございます。

次に、14400番、公立保育所管理運営費でございます。これにつきましては、八原保育 所の管理運営決算でございます。報酬といたしまして、非常勤嘱託職員報酬ということで、 保育士ですとか栄養士、用務員の報酬でございます。主なものといたしましては、そうい う人件費でございます。

次のページをお開きください。14450番、被災保育所緊急対策事業ということでございます。まず、報酬でございますが、非常勤嘱託職員報酬ということで、大宮北文間の送迎バス運転業務嘱託員の報酬でございます。それと14番、使用料及び賃借料ということで、これは大宮北文間にそれぞれ送迎ステーションをプレハブで設置しました。その賃借料でございます。それと、工事請負費でございますが、旧園舎のそれぞれの解体費でございます。

14500番,保育体制強化事業でございます。これにつきましては、主なものは報酬,非常勤嘱託職員報酬ということで、障がい児の保育で加配した保育士等の報酬でございます。次のページ、14700番,管外保育所運営費でございます。負担金ということで、それぞれ管外の公立・私立に運営費を支出してございます。これは龍ケ崎市民のお子さんを他市町村の保育所でお受けいただいた保育に関しての負担金分です。

次に、14850番、すこやか保育応援事業でございます。扶助費でございまして、県の補助制度でございます。保育所に入所している2人目の3歳未満児に対する県補助でございます。所得制限等がある制度でございます。

続きまして、生活保護のほうに入ってまいります。15100番、生活保護、職員給与費6人分でございます。生活保護につきましては、受給者が増加しておるという関係で、ケースワーカーも人員強化しておるところでございます。全庁的には職員が減っている中でございますが、生活保護に関しましては、例外として受給者増に対応するため、ケースワーカーの増を図っておるというような状況がございます。

続きまして、15200番、生活保護適正実施推進事業でございます。主なものといたしま

して、報酬、非常勤職員報酬ということで、嘱託医師の報酬でございます。それと、委託料でございますが、主なものといたしまして、生活保護のシステム保守が主なものとなってございます。

扶助費でございますが、15300番、生活保護扶助費11億2、570万4、257円ということでございます。比較してみますと、20年度が5億3、700万ということで4年後にその倍以上になっているというような非常に高い伸びを示しております。単年度で前年度を比較しますと、世帯数で14.4%増、人数で13.2%増というようなことで、増えておるというようなことでございます。11億2、500万の中身でございますが、一番大きいのが、医療扶助費でございまして約5億300万、次に生活扶助費、これが4、100万、3番目のものが住宅扶助費ということで1億7、000万ということで、これらが大部分でございます。非常に増加しておるということでございます。

次に、15400番、災害援護事業でございます。被災者住宅費ということで、これにつきましては、火事で焼け出された市民の方に対する住宅賃借の補助ということで2件ございまして、63万円の支出となってございます。それと、歳入でも申し上げました被災住宅の復興資金利子助成補給金ということで、県の制度では1%の利子補給でございますが、市もあわせて1%上乗せしまして2%の利子補給ということで35万127円になってございます。その他、扶助については、火災見舞い等でございます。

次のページです。衛生費でございます。15600番,保健衛生事務費ということで,主なもの,補助金といたしまして,献血推進事業ということで,献血推進協議会への補助でございます。それと交付金,健康相談事業ということで,医師会並びに歯科医師会への交付となってございます。

15700番,医療対策事業ということで、主なもの、委託料でございまして、休日緊急診療につきまして、936万円の委託料になってございます。そのほか、負担金といたしましては、病院群輪番制病院運営費,小児救急輪番制病院運営費の負担金、さらに補助金といたしまして、済生会病院の周産期医療等運営事業ということで3,000万円の補助をしたところでございます。

次に、15750番、成人保健事業でございます。主なものといたしまして、委託料でございまして、がん検診、骨粗鬆症健診、肺炎ウィルス健診、その次のページをごらんになっていただくと、健康管理システム保守、そういったものが主な内容になってございます。その下、使用料及び賃借料ですが、これにつきましては、主なものといたしまして、健康管理のそういうシステムのリースでございます。

続きまして、15800番、健康づくり推進事業ということで、ここの部分は食生活改善に関する事業経費でございます。主なものといたしまして、委託料でございますが、食生活改善推進事業ということで、食生活改善推進協議会にお願いして、地域の食改活動を実施しておるところでございます。

次に、15900番、母子保健事業でございます。主なもの、報酬、非常勤職員報酬でございますが、3・4カ月児健診ですとか股関節健診、1歳半健診等の医師の報酬でございます。非常勤嘱託職員報酬については、保健師業務あるいは歯科衛生士業務、看護師業務といったものに対する報酬でございます。次に、主なものといたしまして、委託料でございまして、歳入でも申し上げましたが、妊婦健康診査が4,851万7,110円、乳児健康診査が541万4,200円ということで、県内の医療機関に委託、県外合わせて県外の医療機関への委託料でございます。

続きまして、次のページでございます。19番、補助金でございまして、放射性物質健康 影響検査助成金ということで、これは市の単独事業として、いわゆる放射線、福島第一原 発関連で被爆したのではないかというようなお母さん方のご心配がございまして、それを 安全・安心の観点から、市単独の事業といたしまして、検査費用を助成するというような 制度を昨年の10月からスタートさせたところでございます。それに対する助成ということ でございまして、ホールボディカウンターセンター検査13件、エコー検査43件ということ の支出でございます。これら検査によって、異常が認められたというようなケースは病院では聞き及んではおらないところでございます。そのほか、その他扶助費といたしましては、不妊治療の助成でございます。実人数で申し上げますと32人の方がこの不妊治療助成を活用しまして、幸い母子健康手帳の交付に至った方は32人中18人いらしたというようなことで伺っております。次に、償還金利子及び割引金で償還金でございますが、これは妊婦健康診査の償還払いでございます。里帰り等で遠くの医療機関等で受診した場合等の場合であります。

16000番,子育で相談事業ということで,非常勤職員報酬につきましては,発達指導相談員,育児支援専門相談員の報酬でございます。非常勤嘱託職員報酬につきましては,子育て相談嘱託員,管理栄養士,新生児訪問の嘱託員,こういった方々の報酬でございます。続きまして,16100番,精神・難病保健福祉対策事業でございます。主なものといたしまして,扶助費でございます。776万円ということで,難病患者の福祉見舞金でございます。

次に、16110番ということで、地域自殺対策緊急強化事業ということでございます。まず、報奨金でございますが、これは民生委員を対象に1回講演会を実施しておりまして、その際の講師の謝礼でございます。そのほか、委託料といたしまして、職員特別研修ということで、自殺予防研修ということで、職員対象の研修を1回実施しております。そのほか、無料でございますが、市内小・中学校の教職員並びに保護者対象に1回自殺対策のそういう講演を実施したところでございます。都合3回講演会を実施したところでございます。

次に、予防費でございます。16200番、疾病予防費でございます。主なものは報酬でございまして、非常勤職員報酬と予防接種の医師報酬等でございます。それと、非常勤嘱託職員報酬でございますが、保健業務、保健師業務の嘱託員でございます。

次のページをお開きください。

そのほか、主なものといたしまして、11番、需用費の医薬材料費でございます。ワクチンの購入費ということで、3,984万471円の支出でございます。それと、委託料、I 類予防接種、I 類予防接種ということで、予防接種につきまして委託料、医師会等への委託料でございます。

16300番,結核予防費でございます。報酬,非常勤職員報酬は,BCGの集団接種の医師報酬でございます。医薬材料費は,BCGワクチンの購入。委託料,結核検診につきましては,集団健診の総合健診協会への委託でございます。

飛びまして、117・118ページをお開きください。下のほうに数行ございまして、6番、保健センター管理費ということでございます。17200番、職員給与費(保健センター)18人分の給与でございます。

次のページでございます。17300番,保健センター管理運営費になります。主なものといたしましては、使用料及び賃借料で480万8,610円ということで、そのほとんどが土地をお借りしておりまして、その土地の賃借料ということでございます。

続きまして飛びます。123ページ・124ページをお開きください。労働費関係でございます。中ほどでございますが18200番、シルバー人材センター援助費ということで、補助金の主なものといたしまして、龍ケ崎市のシルバー人材センターの運営に必要な運営補助金を支出しております。前年度と同額でございます。

続きまして、173ページ・174ページをお開きください。教育費になります。幼稚園費ということで、中ほど下のほうなんですが、幼稚園費ということで、29400番、幼稚園就園 奨励事業ということで、就園奨励費の補助金9、924万1、800円でございます。

それと29500番,幼稚園振興助成事業ということで、主なものといたしまして、補助金でございまして、私立幼稚園の施設等の整備事業につきまして、4園に対して補助をしています。それと、私立幼稚園等幼児教育費ということで、これにつきましては、お子さん1人当たり一月2,000円という形での補助になってございます。私立幼稚園障がい児保育

費につきましては、障がい児の保育を実施した3園に対して補助したところでございます。 以上が健康福祉部所管の決算の概要でございます。

山形委員長

これより質疑を行います。質疑に当たっては、一問一答でお願いいたします。また、質疑及び答弁におかれましては、挙手をされるようお願いいたします。それでは、質疑ありませんか。深沢委員。

深沢委員

では、よろしくお願いいたします。まず、成果報告書のほうです。成果報告書の45ページです。相談支援体制の充実というところの45ページのほうの一番下のところの活動実績や成果に関する指標の中の寄せられた相談件数のところです。児童虐待相談38件、養育相談等75件となっております。これの主な虐待の内容、まず教えていただきたいと思うんです。心理的なのか、身体的なのか、ネグレクトなのか、性的なのか、いろいろあると思うんですが、ちょっと教えていただけますか。

矢口こども課長

深沢委員の質問にお答えいたします。児童虐待の主な内容でございますが、心理的なもの、ネグレクト、身体的なもの、3種に該当しておりました。それぞれ一つではなくて絡み合っているものがございますが、主なものとして、そのようなものが挙がっております。

深沢委員

ありがとうございます。それに対する対応はどのようにされたのでしょうか。

矢口こども課長

それぞれ関係機関と連携いたしまして、相談員と面識がない場合には、相談員が介入できる道筋を探るなどして自宅訪問をし、また親との面談を続けることで、何かあったら相談してくるなどよい関係が築くことができるとともに、関係機関との連携を強化していっております。

深沢委員

よりよい関係を結んでいただいて面談したり、家庭訪問したりということですが、その後の経過というのは見ているんでしょうか。

矢口こども課長

常にその後の経過につきましては、関係機関と連携をとりまして継続で見させていただいております。

深沢委員

その後の経過の中で,これ本当によく改善ができたとか,まだまだ大変だとかってある と思うんですが,改善ができたことなんかはありますか。

矢口こども課長

龍ケ崎市におきましては、児童虐待につきましては、他市町村で報道などされているような重いものは今のところ出ておりませんが、ただ1件、心理的虐待ケースでお話しいたしますと、お母さんの状況がお子さんに手を出すようになってきまして1件、そのお子さんに対しましては、児童相談所において一時保護をしたケースがございます。これにつきましても、現在は自宅に戻りまして、毎月一回、親と学校と児童相談所の三者による面談

を続けていることで、お母さんも安定しておりましていい親子の生活が保たれていると報告を受けております。

深沢委員

ありがとうございます。

では、養育相談の75件なんですけれども、これも主な養育相談はどのようなものがあったんでしょうか。

矢口こども課長

養育相談につきましてです。まず養護相談,障がい相談,保険相談,非行,育成相談, その他とございました。

深沢委員

すみません。それも、対応はどのようにされたかお聞かせください。

矢口こども課長

まず、養育等の相談の中では、一番多いものが養護相談でございます。これにつきましては、子どもを養育することが難しい親の相談でございます。これは、虐待と紙一重で、放っておくと虐待とつながってしまうことから、虐待ケースのように慎重に対応しながら、児童相談所にもつなげる場合もございましたが、まず、特徴としまして、お母さん方のほとんどの方が依存性が高く不安になるとみずから電話をしてきたり、来場したりしますので、訪問したり、面談をすることで落ち着きを取り戻すことができております。

このようなケースの中で、1件、お父さんなんですが、離婚をしたことで4人の子どもたちのうち2人を引き取って2人のお子さんを養育していたんですが、育てることができず、養護施設に入所に至ったケースもございました。

深沢委員

養育相談のところでも、その後の経過、今ちょっとお話もいただきましたが、そのほか にもありましたら教えてください。

矢口こども課長

もう一つの例でお話ししますと、その他の相談の中で、出産間近な妊婦さんを抱えているお父さんからの相談で、病気で入院してしまってどうしたらいいんだろうという相談があったということでした。そのケースにつきましては、児童相談所をご案内いたしまして、今年度に入りまして、無事出産をいたしまして、出産後、施設でお預かりをしまして、お母さんは早くお子さんと生活をするために入院治療に専念しているところでございます。

深沢委員

ありがとうございます。児童虐待にしても、養育相談にしても、子どもたちの命にかかわるようなことですので、これからも今までどおりに、またそれ以上に心を配っていただきながら、お母さん方との関係、その保育者との関係が大事だと思いますので、その点よろしくお願いしたいと思います。

次にいっていいでしょうか。成果報告書の中の126ページです。障がい福祉サービス提供と障がい者家族の負担軽減というところです。取り組み状況と事業推進上の課題のところで、美浦特別支援学校を活用した障がい児保育について、学校側から当該事業での施設使用ができないことが報告されたことで実施が困難な状況であると書いてあります。なぜできないのか教えていただけますか。

渡邊社会福祉課長

お答えします。当該事業につきましては、美浦特別支援学校に通うお子様方の夏休み等の長期休暇中の学童保育についての事業を管内の7市町村において、学校と協議の上、学校施設を活用して当該事業ができないかというようなことで、平成23年の終わりのころから協議を進めてまいりました。それで、学校を通しまして、当初の段階では学校を活用できるようなニュアンスであったものが、協議を何回か進めてまいりまして、本年の1月の段階で最終的に学校施設につきましては、一般的にいう学童保育、これは250日程度行う事業であれば開設はできるけれども、そうでなくて短い期間、夏休みは50日程度でございますけれども、そういったことでは使用できないというような結論になりました。

私どもとしましても、学校施設ができないというようなことで、ちょっとこの事業については実施のほうは難しい状況であるというような現状でございます。

深沢委員

短いと何か問題があるんでしょうか、日にちが短いと。

渡邊社会福祉課長

この学童保育事業自体がこの250日というような制約があるというようなことでございます。

深沢委員

わかりました。では、次にいきます。

決算書のほうです。決算書の88ページ,10800障がい者地域生活支援事業のところの,次のページの90ページのところです。委託料のところです。生活訓練等事業,夜間支援事業ですね。これは何人ぐらいの方なのでしょうか。

渡邊社会福祉課長

利用者につきましては、7名の方で延べで69人のご利用がございました。

深沢委員

この方たちから要望とか苦情とかはありましたでしょうか。

渡邊社会福祉課長

市に対しましての、そういった今言われましたようなことはございませんでした。

深沢委員

ありがとうございます。じゃ,次にいきます。

その下の負担金のところです。身体障がい者スポーツ大会についてです。車椅子の方の 移動というのは、どのようにされているんでしょうか。

渡邊社会福祉課長

こちらにつきまして、車椅子の方につきましては、ご自身で行っていただく方もいらっしゃいますし、あるいは家族の方がそこの会場まで乗せていっていただく場合もございます。また、そのほかでその障がい者の方からの要望があれば、市の職員が通常は市のバスで送迎をしているんですが、ワゴン車等で送迎を行ってまいりました。

深沢委員

ありがとうございます。これ私,この間一緒に参加させていただいて,向こうで障がい者の方といろいろなお話をさせていただいたんですが、これは龍ケ崎市は、障がい者の車

椅子が乗れるようなバスではないんですよね。そういうバスが、ぜひどうにかしてもらえないかみたいなお話もありました。そういう要望なんかはないですか。

渡邊社会福祉課長

すみません。直接私のところまで、そういった要望は上がってはまいってはおりません。

深沢委員

そういう話をされている方が車椅子の方,何人もいらっしゃいましたので,ぜひ検討していただければと思います。

それから, その身体障がい者スポーツ大会の参加者の呼びかけ, 把握なんかはどのよう にされているんでしょうか。

渡邊社会福祉課長

当市にございます身体障がい者福祉協会というのがございます。そちらに取りまとめの ほうをお願いをしております。また、社会福祉協議会を通じましても、周知のほうは行っ ているところでございます。

深沢委員

障がい者以外の方の周知などはされているんでしょうか。

渡邊社会福祉課長

今のお話ですと、参加というよりは見学といいますか、そういった形のことかなとは思うんですが、現在のところ、そういった周知は行ってはおりません。

深沢委員

そういうところに応援に行ってみたいなという方もいらっしゃるかもしれませんので、 そういう周知もされたらどうかなと思いますので、またよろしくお願いしたいと思います。 次にいきます。92ページです。92ページの11700在宅高齢者生活支援事業のところの18 番、備品購入費、認知機能評価支援システムのことです。先ほどちょっとお話をされてい ましたが、もうちょっとどういうものか教えていただけますか。

本谷高齢福祉課長

お答えいたします。近年増加している認知症予防対策として導入したもので、数分間のテストで認知機能の評価ができるという機械でございます。今ちまたでは人気がありますスマホですね、あれの大きい形、A4ぐらいの大きさだと思ってください。タブレット型のパネルがございまして、それにプリンターがついているわけなんですが、そちらで色の点滅した順番どおりに例題に続いて画面をタッチしていって、視覚で空間認知、それから時間、順番、それから記憶、それを記憶するという3つの脳の機能を評価する。それをゲーム感覚で参加していただく方に体験をしていただくと。そういうことで、自分の短期機能といいますか短期機能、それからそういった順番とか空間とか、そういったものの評価をしながら、自分でそれを自覚をしていただくというんでしょうか、ゲーム感覚でしていただくというようなものでございます。

山形委員長

休憩いたします。午後1時再開の予定であります。

【休 憩】

山形委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。ほかに質問の。深沢委員。

深沢委員

すみません。続けてやらせていただきます。

その同じところの19番の負担金です。負担金、ページの92ページの11700の在宅高齢者 生活支援事業の中の19の負担金、広域市町村圏事務組合緊急通報センターのところです。 その中で緊急通報がどれくらいあったのか教えていただけますか。

本谷高齢福祉課長

お答えいたします。深沢委員のご質問は緊急搬送の件数でよろしいですか。平成24年度は48件でございます。

深沢委員

その48件の中で多かった事例があったら教えてください。

本谷高齢福祉課長

お答えいたします。主な内容でございますが、体調不良により設置者みずから緊急通報 を作動させ救急車をお呼びするというようなケースが多いということでございます。

深沢委員

病名等は必ずしも同じようなものはなかったんでしょうか。

本谷高齢福祉課長

原因ですが、主な内容といたしましては、高齢者のため転倒する、そして足腰を強打する、あるいはこれは胸、顔面とか、それから足腰とか、そういったところを強打する、転倒して強打するというのが非常に多いということでございました。また、気分が悪いということでめまい、あるいは胸が苦しい、腹痛による下痢、発熱、脱水と、そういった内容が報告されております。以上です。

深沢委員

救急通報を待って何分ぐらいで駆けつけられるんでしょうか。

本谷高齢福祉課長

救急要請による現場当直への所要時間でございますが、稲敷広域消防で平均、平成24年度中なんですが、7.6分ということをお聞きしております。

深沢委員

ありがとうございます。次にいきます。94ページです。94ページの12300高額療養費貸付事業のところです。貸付事業のところで、件数は先ほど5件とお聞きいたしました。病名等で多かったのはどういう病名がありますか。

大竹保険年金課長

多かった病名でございますが、この貸付事業は医療機関から申請書が提出されるわけでございますが、その申請書には病名の記載はなかったのですが、担当者が窓口で伺った結果としては、抗がん剤の購入のための貸し付けが多かったものでした。 以上です。

深沢委員

最高の貸付額というのは幾らぐらいなんでしょうか。

大竹保険年金課長

最高の貸付額でございますが、13万6,000円でございました。

深沢委員

ありがとうございます。次にいきます。106ページです。106ページの15300生活保護扶助費のところです。過払金の返納未済額というところありますね。過払金の主な理由というのはどういうことなんでしょうか。

渡邊社会福祉課長

これにつきましては、返納処分というようなことで処分をしたもの、全体で107件ございました。その内訳といたしましては、失踪によるもの56件、年金の受給がなされたもの10件、入院等により生活扶助費の額が変わったもの11件、その他就労したもの、死亡したもの、あるいは警察に拘留されたもの等でございます。

深沢委員

はい、ありがとうございます。返納できない主な理由というのもそういうことになってしまうんでしょうか。

渡邊社会福祉課長

基本的には同等だとは思います。ただその中でも返納できる方も当然いらっしゃいますし、できない方が可能で返納未済というような形で、今回348万6,230円というような金額がお返しいただけなかった金額というようなことでございます。以上です。

深沢委員

はい、ありがとうございます。その下の23番の償還金、これは何人ぐらいでしょう。

渡邊社会福祉課長

ちょっと勘違いなされているかと思うんですが、その23番の償還金につきましては、平成23年度に受けた生活保護の国庫の負担金、これについての精算金というようなことでございます。以上です。

深沢委員

わかりました。次にいきます。112ページです。112ページの一番下のところの16200疾病予防費です。次のページの13番,委託料のところです。予防接種の打ち間違い等はあったでしょうか。

稲葉健康増進課長補佐

お答えいたします。平成24年度は1件ございました。発生源につきましては、平成24年10月19日でございました。内容としましては、小児用肺炎球菌ワクチンを接種すべきところを誤ってヒブワクチンの5回目を接種してしまったという内容でございます。お子さんは2歳1カ月のお子さんでした。以上です。

深沢委員

その子は異常はないんですね。

稲葉健康増進課長補佐

その後,注射を接種したお医者さん及び市,市のほうで保健師を同行し,保護者を訪問し,謝罪し,その後の経過も観察させていただきましたが,特に異常はございませんでした。以上です。

深沢委員

今ものすごく予防接種の数が増えていますよね。保護者の方もチェックをして連れていっているとは思うんですけれども、保護者も、子どもさんが熱出したりなんかするとずれたりなんかわからなくなってしまったりとか、それから、いろいろな形でわからなくなる場合もあると思うんですが、この予防接種を打つときのチェック体制はどのようになっていますか。

稲葉健康増進課長補佐

健康増進課では、乳幼児や学童・生徒の予防接種確認表というものを用意し、保護者の 方にも説明をしております。確認の内容としましては、お子さんの氏名、年齢、それから 予診表の内容、それから前回までの予防接種の履歴、また前回からの期間ですね、どのく らいあいているかということ、それからワクチンの種類、有効期限、接種量の確認、また カルテのチェックというものを保護者が母子健康手帳でして、相談があった場合には保健 師がこういった内容を全部チェックしております。また、同様のチェックを医療機関のほ うでもやっていただくようにお願いをしているところです。以上です。

深沢委員

チェックをきちんとしていただいた上で、医療機関のほうでもそのチェックの用紙を使っていただいているということなんですが、受付ありますよね、医療機関の受付、受付等で1回チェックしてもらって、それから先生にチェックしてもらって、それから看護師さんにチェックしてもらってなんていうことも、前には先生方が話していたことがありましたので、何度もチェックをしていただいて、今のところ、何もなかったからよかったけれども、もしまた打ち間違えて大変なことになってしまうとしようがないので、その点よろしくお願いいたします。

最後の質問にいきます。174ページです。174ページの29500幼稚園振興助成事業のところの19の補助金の一番下のところの私立幼稚園障がい児保育費のところです。障がい児は何歳からで何人ぐらいいますか。

矢口こども課長

お答えいたします。 3 施設で15名が対象でございまして、年齢から申し上げますと、 3 歳児が1名、 4 歳児が3名、 5 歳児が11名でございます。

深沢委員

障がい児もいろいろな障害があると思うんですけれども、多いというか、それから傾向性みたいなものがあったら教えてください。

矢口こども課長

障がいでございますが、知的障がい、情緒障がいが多いようでございます。

深沢委員

その子たちは療育は受けていますか。

矢口こども課長

この中で12名のお子さんたちが療育手帳を取得しております。

深沢委員

療育手帳を取得されていても、療育を受けているかどうかというのはまた別物かなと思 うんですけれども、療育は受けていますか。

矢口こども課長

療育のほうですが、つぼみ園のほうへ行っていらっしゃったりというように受けていらっしゃると思います。

渡邊社会福祉課長

すみません。療育ということなので、私どものところでつぼみ園を運営しております。 その関係でちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

今幼稚園に通いながら、手帳云々別にしまして、25名の方が療育を受けていらっしゃいます。その内訳といたしましては、集団療育で12名、個別療育のみで13名というような内訳になっております。以上でございます。途中からすみません。

深沢委員

ありがとうございます。ぜひ手帳があるなしにかかわらず、そういうもし傾向であれば、 療育を受けるような勧奨なんかもしてほしいなと思いますので、かかわりながら、これか らよろしくお願いいたします。

質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

山形委員長

ほかにありませんか。伊藤委員。

伊藤委員

86ページ,01009800社会福祉協議会助成費なんですが、それの障がい者サービス事業費が約1,100万減額になっているんですけれども、この理由を教えてください。

渡邊社会福祉課長

こちらの補助金につきましては、デイサービスセンターで社協が運営していますあざみ、 ひまわり園等に対する補助金でございます。こちらの事業、社協独自の事業というような ことで、当然経営努力というのも行っております。基本的には独立採算ということでやっ ておりますけれども、その中でどうしても不足するというような部分について補助を出し ております。平成24年度につきましては、ひまわり園について、独立といいますか、独自 での採算がとれているというようなことで補助を出しておりません。そんな関係でかなり の額が減少になっております。以上です。

伊藤委員

わかりました。独自でできているというところで、そうしたということなんでしょうけれども、サービスが低下しないように、それは見守ってほしいなというふうに思います。 次です。同じ010300の障がい者福祉事業のところです。賃金と手数料が新しく採用になっているんですけれども、この理由についてお知らせください。

渡邊社会福祉課長

賃金につきましては、災害時要援護者支援プランの推進というようなことで、要援護者

の方々について、あるいはその支援者の方についてのお願いをしております。それで、上 がってきた書類がございます。それのシステムへのデータ入力等を行っているものでござ います。

それから、申しわけございません。手数料については、手元にありませんので、後ほど ちょっとお答えさせていただきます。

伊藤委員

わかりました。次です。88ページです。01010800障がい者地域生活支援事業です。非常 勤職員の報酬についてなんですけれども、それも新たに加わったので、それと8の報償費 ですか報奨金について、それと13の委託料なんですけれども、障がい者コミュニケーショ ン支援事業の内容についてお伺いします。

渡邊社会福祉課長

まず非常勤職員の報酬でございます。こちらにつきましては、昨年度、障がい者自立支援協議会が新たに設立をさせていただきました。その委員に対する報酬でございます。

それから、その下の8番の報償費の中の報奨金でございます。こちらは、障がい者相談員6名に対する報奨金でございます。こちらにつきましては、平成23年度までは県のほうで委嘱をしておりました。それが、平成24年度から県から権限移譲ということで市のほうにおりてまいりました。その方々については、身体の相談員が5名、知的障がい者の相談員1名、計6名でございますけれども、この方々がいろいろな、そういった当事者からの相談を受ける体制をとっておるところでございます。

それから、続きまして次の90ページの委託料の中の障がい者コミュニケーション事業、こちらにつきましては、聴覚障がい者の方々に対する支援というようなことで、手話通訳に対する助成を行っております。利用実績で申し上げますと、7人の方が延べ69回を利用しております。以上でございます。

伊藤委員

それでは、報奨金のところなんですけれども、身体と知的障がいのその相談員が今までもいらしたんでしょうけれども、市が行うということになったということなんですけれども、この人たちがこういうご相談が市でもちゃんと行われているんだよというような広報、お知らせ、どんなふうに利用といったらおかしいんですけれども、相談がされているのかをお伺いします。

渡邊社会福祉課長

正直, あまり利用はそんなにはされていないんだろうというふうには思います。ただ身体については, ご自身が障がい者の方, あるいは知的障がい者の方は家族の方がなっておりますので, そういう身内の方とか, あるいは知り合いの方でということはあるかと思います。

それで、以前に保健福祉総合推進協議会の中の障がい者福祉部会の中で、そういったご 意見もございまして、広報紙等でお知らせをというようなことがございましたので、ちょ っと月は忘れましたけれども、この夏に一度皆様方のお名前と相談についての受ける電話 番号とか、そういったものをお知らせして周知を行ったところでございます。以上でござ います。

伊藤委員

わかりました。引き続き大事なことですので、身軽に相談できるような体制をとってほしいなというふうに思います。

次です。92ページの01011700です。そこの中の備品購入なんですけれども、在宅高齢者

生活支援事業のところの備品購入で緊急通報システムの端末機57台というふうにあるんですけれども、その緊急通報システムについては、ひとり暮らしの方が中心だというんですけれども、日中一人になる高齢者に対しての問い合わせもあったと思うんですけれども、そういう人たちについての利用について検討されたかどうか、24年度において。お願いします。

本谷高齢福祉課長

日中間独居の方の緊急通報システムの設置についてでございますが、これについては、 他市町村の状況等を調べました。当市におきましては、個々のケースにより緊急通報シス テムの必要性とする状況は異なっております。来年度からは、個々のケースを踏まえて柔 軟に対応していくという考えでおります。以上です。

伊藤委員

ぜひよろしくお願いします。というのは、やはりなかなか大変な状況で、どうしてもご家族が昼間仕事に行っちゃうという場合もありますので、その辺についてはお願いしたいと思います。それについても、広報なんかもしっかりやっていただきたいというふうに要望したいと思いますけれども。今のところでお答えいただければ。

本谷高齢福祉課長

現段階において、一応他市町村を調べまして、実際問題、いろいろな状況があるということがわかってきまして、今後どうしていくのか、これから具体的に煮詰めていきたいというふうに考えております。

伊藤委員

ぜひ実施の方向でよろしくお願いしたいと思います。

次です。100ページです。01013600子育て支援施設管理運営費です。これさんさん館のことなんですけれども、さんさん館の運営日についてお伺いします。

矢口こども課長

子育て支援センターの開設日でよろしいんでしょうか。月曜から金曜日まで,あと月一 逼土曜日開設いたしております。

伊藤委員

今,月一度土曜日開設ということなんですけれども,この土曜日の開設について,どのような検討があって,できれば毎土曜日開設できないかという市民の声があるんですけれども,そのことについてお伺いいたします。

矢口こども課長

特別検討しているわけではないんですが、土曜日につきましては、平日の利用されるお客様方が約1日50組に対しましては、土曜日は約25組と半数の組の方がいらしていただいております。

今後、伊藤委員のお話のように、今後についてということなんですが、これから新しい 制度も始まりますことから、ニーズ調査などを行いますので、地域型保育についてまた検 討していくこととなると思っております。

伊藤委員

ぜひ検討の中に入れてほしいというふうに思います。

次です。同じ100ページです。第3子支援事業で成果報告書の46ページです。この46ペ

ージの達成目標のところで、第3子支援事業の3カ年の実績報告をまとめ事業効果を検証するとあるんですけれども、この検証はどうなったかということと、3カ年ということですと来年度で終了なのかなというふうにも思いますので、その今後のことについて、含めてどんな検討をしているのかお伺いします。

矢口こども課長

この事業の第3子支援事業の中の出産の祝い金につきましては、前回の議会でも市長が一般質問でお答えしましたとおり、25年度で一旦終わらせるという、終了ということで、今後は第3子ということではなく、全体の子育て支援として、また何か新しい事業を検討していくということをしていきたいと思っております。

伊藤委員

ぜひ子育て支援というところでは、幅広く考えてほしいなというふうに思います。この第3子のことが出たときに、第3子もそうなんだけれども、第2子を育てるのも大変だから、それぐらいまで広い幅のある子育て支援をお願いしたいということでしたので、ぜひそれも含めて、いい子育て支援になるように要望したいと思います。

次です。すみません、決算書です、今度は。106ページの01015200生活保護適正実施推進事業、この8番の報償費というのはどんなものなんでしょうか。

渡邊社会福祉課長

こちらにつきましては、歳入のところで部長がご説明申し上げましたが、生活保護者一世帯を抽出いたしまして、1年間の家計簿、これをつけていただくというようなことでの調査がございました。それに対する協力世帯への報償費でございます。以上でございます。

伊藤委員

その家計簿の結果では、どういう結果が出たんでしょうか。

渡邊社会福祉課長

その世帯につきましては、生活保護費のほかに年金の受給もございました。年金の受給 で不足する部分を生活保護費のほうで支給していたというようなことで、生活につきまし ては、別に不足があったとかそういう状況ではございませんでした。

伊藤委員

わかりました。生活保護費、なかなか保護費としては厳しいこともありますので、大丈夫だったということですね、わかりました。

次です。その下の01015300生活扶助費ですけれども、この申請者数と受給者数がどうなったのかということと、その受給の内容ですね。今回実績データにはなかったと思うので、その内容についての数を教えてください。

渡邊社会福祉課長

それでは、生活保護の申請者数というようなことでございます。まず、申請の前段で相談に見えます、これが323件、これ延べですけれどもございました。それに対しまして214件の申請がございました。その中で認定となった件数が201件でございます。

すみません, もう一つなんでしたでしょうか。

伊藤委員

それでは、214件申請があって201件だったということなんですけれども、認定されなかった主な大きな理由というのはどんなものがあったんでしょうか。

渡邊社会福祉課長

実際に認定されなかった理由ということなんですが、1つ、私の記憶の中であるのは、 実際に申請の段階では別居だというようなことでありましたけれども、それで援助もなかったということでありましたけれども、調査、現地調査等をしましたら、旦那さんがいらっしゃったというような状況のこともございました。これが1件なんですが、多い理由としましては、申請はしました。しかしながら、実際に支給日までに本人が失踪してしまったという件数がかなりございました。このほとんどについては、そんな感じでございます。

伊藤委員

わかりました。先ほどの深沢委員のお話でも、失踪が56人いたということではちょっと 驚いたんですけれども、それでは、はい、わかりました。

それと、その受給者の中の受給の件数ですか、生活扶助費とか、いろいろ医療扶助とかってあるんですけれども、それについて何件というのがわかったら教えてほしいですけれども。

渡邊社会福祉課長

これは世帯数でよろしいでしょうか。生活扶助費516件, 医療扶助480, 住宅扶助487, 教育扶助24, 出産扶助3, 生業扶助8, 葬祭扶助19, 介護扶助74というようなことでございます。

伊藤委員

はい, ありがとうございます。

それでは、次にいきます。決算書の108ページです。01015700医療対策事業、成果報告書でいきますと39ページです。

負担金のところです。小児救急輪番制病院運営費についてなんですけれども、この補正予算で、月曜日は今議会でやるということで計上されました。それで、この中に祝日の夜というところなんですけれども、祝日の夜の開設については、39ページの(2)のところに龍ケ崎済生会病院は可能との回答を得ていますが、その他の病院は上の理由というところで、難しいということなんですけれども、龍ケ崎済生会病院が可能というふうに回答を得ているわけなんですけれども、その後の取り組みなんかについて、できればやってほしいというふうに思っていますので、検討の結果についてお伺いします。

稲葉健康増進課長補佐

現在, 龍ケ崎済生会病院は, 木曜日の夜間を担当いただいております。この木曜日が祝日となった場合でも, 病院としては開設は可能というお返事をいただいております。その一方, 済生会病院以外の3つの病院, 東京医大, 筑波セントラル, 牛久愛和ですが, この3つの病院は, 成果報告書にもありますように, 小児科医やスタッフの確保等の問題から難しいという回答をいただいております。曜日によって開設する祝日と開設しない祝日が出てきてしまうというのは, 利用する側とすれば, 住民側とすれば, かえって混乱を招くことも懸念されるところでございます。

したがいまして、この4医療機関、全ての医療機関の足並みがそろうまでは、現在の4 医療機関での現状の体制で運営をしていただきたいと考えております。以上でございます。

伊藤委員

ただ済生会病院ではもう既に自分がやっているところはできるということなので、できるところから始めてほしいというのが、お母さんたちの願いなんですけれども、そのことをぜひ検討してほしいなというふうな要望を出しておきたいと思います。

次です。108ページです。01015750成人保健事業についてです。事業実績データの20ペ

ージから22ページにかけてなんですけれども、各健診の状況があります。それの要精密者数のうち、受診しなかった人への対応はどんなふうになっているのかお伺いします。

稲葉健康増進課長補佐

まず精密検査が必要となった方には、その旨を封書で通知いたしますが、一定期間が経過しても精密検査を受けていらっしゃらない方には再度受診勧奨の文書通知を出しております。それでも、やはり受けていないという方には、再度、もう一度、文書により受診勧奨通知を出します。その後、経過を見て、それでも受けていらっしゃらないという方には保健師が電話で直接受診を勧奨している状況でございます。以上です。

伊藤委員

わかりました。精密を受診をしないという方について、本当に最後の最後まで細かくやってもらっているということについてはありがたいことだなというふうに思いました。引き続き、それについては大変でしょうけれども、頑張ってやってほしいなというふうに思います。

最後です。112ページ,01016200疾病予防費です。委託料の第二類予防接種150万減なんですけれども、接種者の人数が23年度と24年度とどういうふうに変わったのかということと、何で減になったのかという原因がわかればお知らせいただきたいと思います。

稲葉健康増進課長補佐

この二類の予防接種でございますが、いわゆる高齢者のインフルエンザの予防接種でございます。まず、23年度と比較しますと、制度上、いわゆる対象者の中で住民税の非課税世帯の方、この方は23年度までは生活保護者の世帯の方も同様なんですが、上限額いっぱいまで市が助成しておりました。これに対し、24年度はその制度のうち、この非課税世帯の方への上限額全額助成、これを廃止しております。

したがいまして、助成限度額全額を受けられるのは生活保護の世帯の方のみとなりましたので、その差額分が結果としては市の持ち出しとしては減る結果となっております。 以上です。

伊藤委員

人数的にはどうだったんでしょうかね。それと、市の持ち出しが減ったということについては、市にとっていいというふうに考えているんでしょうけれども、その対象者にとっては非常に厳しいことなので、その辺については再度負担するような方向でしていただきたいというふうに思うのが、私の要望なんですけれども、その辺についていかがでしょう。

稲葉健康増進課長補佐

まず、23年度の高齢者インフルの対象者数なんですが、 $1 \pi 6,007$ 人です。これに対し、接種をされた方が8,560人、率で53.5%、これに対し、24年度は対象者数が $1 \pi 7,034$ 人、接種者数が8,866人、若干ではありますが増えております。率にすると52%と、約1.5ポイント下がってはおりますが、接種者数の総数は増えております。その中での非課税世帯及び生活保護の世帯の方の接種率につきましては、64.1%となっております。以上でございます。

伊藤委員

接種者数がふえているというのはそうだと思うんです,対象者数が増えているわけだから。ただ接種率としては1.5ポイント減っているということですから,私はやはりここの費用負担のところが問題だったのかなというふうに捉えていますので,検討いただけたらというふうな要望をしておきます。以上です。

山形委員長

渡邊社会福祉課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。 渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

すみません。先ほどちょっとお答えできなかったところでお答えをさせていただきたいと思います。

ページ,88ページの上の段のところの12番の役務費の中の手数料でございます。こちらの内容につきましては、障がい者福祉システムというシステムがございます。その中でのパソコンが1台故障いたしまして、全く動かない状態になりまして、これの買いかえに伴いますシステムのセットアップ費用でございます。以上でございます。

山形委員長

ほかにございませんか。 山宮委員。

山宮委員

初めに、成果報告書のほうの32ページ、この中の達成目標の3番に乳幼児の預かり体制というところで、佐貫駅前送迎ステーション企業内保育施設を検討し報告書にまとめるというふうにあるんですが、これ駅前送迎ステーションについては、どのような検討をして報告書にまとめられたのでしょうか。

矢口こども課長

佐貫駅前保育サービスについての調査検討結果なんですが、そのほかにも企業等での預かりサービスの充実についても、2つについて調査、検討しておりましたが、結果としては、それぞれ必要との結論に達しておりました。以上です。

山宮委員

それぞれ必要ということで、今後さらに検討をしていきながら、取り組む際の方針を書面でまとめるというふうに、こちらに書いてありますけれども、取り組む方向性で検討を 今されているということでしょうか。

矢口こども課長

必要という結果は出ておりますが、今後幼稚園の認定こども園化とか、また新制度が始まりますので、保育については大きく今後変化してまいりますので、それを含めて検討していくということでまとめてあります。

山宮委員

ありがとうございました。ぜひ前向きな検討をよろしくお願いいたします。

次に、47ページ、成果報告書の47ページの第3子支援事業の件なんですけれども、ここの右側の具体の活動実績及び成果の(3)番で第3子以降出産祝い金申請者94人、支給90人、却下4人とあるんですが、この却下4人の理由はどういう理由でしょうか。

矢口こども課長

こちらのほうは、市税や使用料等の納付が未納となっている場合には支給できないこと になっておりますので、その未納のある方となります。

山宮委員

わかりました。ありがとうございました。

そうしましたら、決算書の38ページの雑入のところの7番、生活保護費返還金と、あと40ページの76番の子ども手当返還金、その両方なんですけれども、これどういうふうな経緯でこの返還金が発生されたのかお聞かせください。

渡邊社会福祉課長

それでは、38ページの7番、生活保護費返還金についてでございます。これは、生活保護法の63条及び73条による返還処分というようなもので、その返還となった理由ですか、そういったものなんですが、介護保険料の償還とか、あるいは生活保護になったために高齢者医療とか国保とかの保険料が負担がなくなって、その過誤が生じたものとか、あるいはこれは個人の方のあれですけれども、生命保険を受け取っただとか、生命保険を解約しただとか、先ほどもちょっと出ましたけれども、入院によって基準の認定額が違ってきたとか、それでうちのほうでそれが報告がなくてわからなかったとか、あるいは不動産の売買があってその収入の報告がなかったということで返還の命令を出した、そういったものが一つの理由です。これが実際には、先ほどの戻入のところですか、歳出のほうで出てきた。それが前年度で未済になっていた部分、それが繰り越しでの調定にもなっています。こちらでほとんど入ってくることは、支出することが多いので余りありませんけれども、そういったものも1つの要因でございます。

生活保護費の返還理由については以上でございます。

山宮委員

ありがとうございます。子ども手当返還金の件についてはいかがでしょうか。

矢口こども課長

子ども手当返還金についてでございますが、こちらのほうは過誤払いにおけるものでございますが、受給者の方が国の機関に出向し、勤務先からも受給しておりまして、二重支給となっておりましたので、これについて、22年8月から24年1月分について返還していただいたものでございます。

山宮委員

わかりました。ありがとうございました。先ほどの38ページの生活保護の返還のほうなんですけれども、これというのは、やはり本人が申告してわかる場合と、市が調査してわかる場合とあるかと思うんですが、そういうことというのはあるんでしょうか。

渡邊社会福祉課長

先ほど申し上げました市の制度の中での返還については、お互いいろいろな課と連携を とりまして、こういったことで返還がありますというようなことで連絡をいただきまして、 そういった形で返還はしております。

そのほか、生命保険の解約とか調査はしているんですが、その生活保護の受給をする場合には。それでも抜けたりとかの場合もございます。それから、年金なんかで手続をとっていなくて半年なりたってから請求しますと、後から一括で入ってくるというようなケースも結構ございます。そういった場合には全て返還をしてもらっています。そういったことはある程度、保護者の方から報告を受けまして手続をとっています。あるいは、こちらで年金の受給者数の調査というのもやっております。それで、受給資格がある方については、年金の受給手続をとりなさいというようなことで受給になって返還をしてもらうというケースもかなりございます。以上でございます。

山宮委員

ありがとうございました。それでは、最後に決算書の90ページ、一番下の11600の高齢者生きがい対策事業なんですが、先ほど敬老祝い金の話が出まして、100歳と88歳にということなんですが、これ具体的に金額を見ますとすごく細かいんですけれども、具体的に数を教えていただけますか。

本谷高齢者福祉課長

お答えいたします。人数でよろしいですか。最高齢者5万円の方がお一人,それから100歳到達者3万円の方が21名,それから88歳到達者の方,これ1万円ですが222名でございます。

山宮委員

ありがとうございました。この端数はどこから出るんでしょうか。

本谷高齢者福祉課長

100歳の褒賞額を購入しております。それで消費税がかりますので、その関係で出るんでございますが、ちょっと計算式で申し上げますと、1人1,265円掛ける12名の消費税というようなことで端数のほうが出てまいります。以上でございます。

山宮委員

よくわかりました。ありがとうございました。以上です。

横田委員

ほかにございませんか。 近藤委員。

近藤委員

決算書の38ページなんですが、下から4つ目、緊急通報装置設置者負担金です。5万6,000円になっています。たしか半額の7,000円を負担していただくということなんですが、決算数字は5万6,000円ですから8人分ということですよね。予算を見ると、14万円になって20人分ということなんですけれども、かなり数字差があります。これは平成24年度から半額を負担していただくという制度に改められたので、負担をするならばいいよというような人がいたのかもしれません。その辺の状況を教えてください。

本谷高齢者福祉課長

この制度は平成24年のたしか6月ぐらいから、途中からたしか始まっております。確かに、委員おっしゃるとおり、8人分のということで5万6,000円というような決算になっております。この従来であれば、設置は無料でしたが、市民税課税のという基準を設けまして、それで一定の課税の方は、これは費用を負担して設置をしていただくということで、その方に納めていただいているということでございます。

近藤委員

ですから、その数が予算額と大分違いますよね、実際の決算額と。40人の8人ということなので、場合によっては1万4,000円の半額7,000円を負担することが負担になる、課税されている方で一定の収入はある方なんでしょうけれども、そういうような例がありましたかということなんですが。

本谷高齢者福祉課長

実際に納めている方があったかということですか。

近藤委員

当初の予算額では14万円ですよね。14万円ということは7,000円ですから半額の。だから,20人分ね。5万6,000円ということは8人,その差があるので,要するに24年の今,課長がおっしゃるように,6月ぐらいから負担をお願いしますよということになったので,負担をするならば,少し見合わせようかなという方がいらしたかどうかということなんですよ。把握していないなら把握していないで,そんなことは言わなければわかりませんから,いいですよと言えば,それでいいんですからです。

本谷高齢者福祉課長

ちょっと把握しておりませんので、すみません。

近藤委員

この緊急通報システムについては、前に何人かの委員からも質問がありました。ここでは歳入のところですけれども、歳出のところでも出てきています。それで、この緊急通報システムについては、事業仕分けでは不要ということになったわけですけれども、当市はその不要ということではなくて改善ということで、今おっしゃられたように、24年から新たな形で実施しているわけですね。ですけれども、事業仕分けに対する市の方針を見ると、新たなシステムが構築するまでは当面現状どおり実施しますというふうに言っています。新たなシステムというのを念頭に置いてやっているのか、当面現状どおりやっていくので、今までどおりよということなのか。ということは、新たなシステムについて模索をしているのかどうかについてお聞かせください。

本谷高齢者福祉課長

事業仕分けの後、実際、稲広のほうで使われている緊急通報システム、よく事業仕分けなんかで問題にされましたのは、端末のほうでございます。実際、システムのほうは稲広のほうにある本体の運用システムでありまして、そのシステムについては、NTTのアナログというところで、現状においてはそのシステムでいかざるを得ない、これが一番的確に通報している方の場所、それから先ほど申し上げましたように、搬送するまでの時間といったところを勘案しますと、現行のシステムでいくのがベストだというふうに考えております

近藤委員

ありがとうございました。

次です。決算書の86ページの下のほうですけれども、ふれあいゾーン管理運営費です。 ここの14・16の使用料及び賃借料から原材料費なんですが、これはふれあい公園の一部に グランドゴルフ場を直営で整備したということだと思います。

それでお伺いしたいのは,この実際の工事の工期,当初予定と実際と教えていただけますでしょうか。

渡邊社会福祉課長

グランドゴルフ場の整備についてでございます。近藤委員からも今お話がございましたとおり、直営ということで、施設管理事務所のほうで工事を行っております。これにつきまして、工期につきましては、当初草刈り等の業務がかなりございますので、それが終わった秋以降ということで工期を設定しまして、最終的に3月いっぱいまでというようなことで工期を予定しておりました。実際には年度内ちょっと整備が遅れまして、本年の5月

になってから完成というような形をとっております。以上でございます。

近藤委員

5月というと4月・5月ですよね。使用料,賃借料の中に,先ほどの部長のご説明では,油圧シャベル等というのがありましたけれども,その辺は重機等については,年度工程必要なかったんでしょうか。というのは,決算では100万ですよね,賃借料。ところが,予算では62万5,000円なんですよ。これからして63%オーバー,この数字からしても工期が延びたんではないかなというふうに想定したんですけれども,どうもそのとおりだったということですけれども,その点いかがでしょうか。

渡邊社会福祉課長

おっしゃられるように、工期については延びております。それで、賃借料につきましては1カ月単位での賃借をしておりました。3月までのこれは額になっております。ですから、引き続き賃借でのものではなくて、こちらのふれあいゾーン管理運営費の中での予算現状、25年度はなされておりません。先ほど申し上げましたとおり、直営ということで施設管理事務所のほうで整備をしていただいております。25年度についての賃借料については、施設管理事務所のほうで支出をお願いしているところでございます。

近藤委員

それでは、もう一点お伺いしますけれども、今回のこのグランドゴルフ場の直営で整備した、ここでは上がっているのは使用料及び賃借料と原材料費になっていますが、これに事務所の方たちの人件費も含めた総額、このグラウンド整備をするのに幾らかかったかについて把握されておりますでしょうか。とあわせて、委託した場合、どれぐらいになるのかということについても把握されておられますでしょうか。

渡邊社会福祉課長

当初より直営というようなことでございましたので、そこまでの積算等はしておりません。

近藤委員

積算していないということなんですけれども、やはり工期も延びてしまったというようなこともありますし、恐らく施設整備事務所の方たちというのは結構忙しいんじゃないかと思うんですよね、日常の業務で。

こういう大きな工事を受け持つとなかなか難しいという面があるのかなという気もいたします。それは私の想像ですので、あれなんですけれども。やはり大きな工事をするときは、委託したらどれくらいとか、直営でやったら人件費も含めてどれくらいというような、そういうコストは出しておくべきだろうというふうに思います。出していないということですので、それはお聞きしてもしようがないんですけれどもね。そういうことです。これは終わります。

94ページの下のほうに国民年金事務費があります。昨年も10月から、いわゆる年金の未納、納め忘れということで、通常はもう2年で時効にかかってしまうんですけれども、10年間いいですよということで、たしか後納制度といったと思いますけれども、後納制度が始まりました。それで、その制度は年金機構あるいは年金事務所の仕事なんでしょうけれども、当市として、この後納制度の周知と、それから相談、どんな相談があったか、申請者についても、把握しておられればお聞かせください。

大竹保険年金課長

大変申しわけないんですが、ちょっと手持ち資料がないので、後ほど回答させていただ

いてよろしいでしょうか。申しわけございません。

近藤委員

それでは、96ページの真ん中あたりの児童福祉事務費の中の19負担金補助及び交付金のところの負担金の館外物資生活支援施設運営費なんですが、青葉荘を廃止したことによって入居されてこられた方の対応ということだというふうに理解をしますが、予算では1人を想定していて332万1,000円なんですけれども、実際の支出は426万4,220円という金額になっています。この辺はどうなんでしょうか。人数1人で金額が増えたのか、あるいは人数そのものが増えたのか、その辺の事情、状況についてお聞かせください。

矢口こども課長

お答えいたします。こちらの館外母子生活支援施設運営費につきましては、青葉荘を出られた方の入居ではなく、DVで保護をしなければならない方を県外に出しての施設での保護ということでお預かりしたものでございます。

当初予算につきましては、予算を組んだ際にはこの世帯を想定はしておりませんでしたので、予算要求の段階では大人1人、子ども2人の世帯ということで予算要求いたしましたが、実際にはお子さんが4名ということで、その分費用が発生したことで増額となったものでございます。

近藤委員

すみません。話をよく聞いてなくて勘違いしていました。失礼しました。

それで、関連になりますけれども、100ページのほうには下のほうに母子生活支援事業ということで、こちらのほうが退去された方ですよね。たしか55万2,000円ということが決算額になっているんですけれども、平成24年3月までの退所される方の家賃の補助という形だというふうに伺っていますが、家賃が月4万6,000円の補助ということなんですけれども、その4万6,000円というのは何か生活保護の基準を持ってきたというふうに伺っていますけれども、そういうことなのかどうかということと、この方、実際にそういう形でその後の様子も含めて、うまく青葉荘が廃止されたんですけれども、生活が順調にいっているかどうかについて、もしお差し支えなければお聞かせください。

矢口こども課長

おっしゃるとおり、生活保護の基準額で1カ月4万6,000円ということでアパートを探して、そちらのほうに生活をしていただいております。現在はお仕事もされまして、母子家庭でございますので、児童扶養手当も受けながら順調に生活しております。

近藤委員

ありがとうございます。よかったと思います。

98ページ,ちょっと細かい話をお伺いいたしますけれども,放課後児童健全育成事業なんですけれども,そこの備品購入費,失礼しました。学部課だそうです。

すみません。100ページ,100ページの一番上のほうなんですけれども,補助金でたつのこ育て応援の店(赤ちゃんの駅)ですよね。4件という決算数字なんですけれども,予算では20件ですか,200万円予定していたようなんですけれども,これは予算に対してかなり少ない数字なんですけれども,どんな状況でこういうようなことになったんでしょうか。

矢口こども課長

こちらのほうは、皆さんに協力していただきたくてそれぞれ企業に訪問をしてご協力をいただくようにご説明もしているのですが、なかなかご理解いただけなく4件に、24年度が終わってしまったということでございます。

近藤委員

実際に設置しているところは、利用者といいましょうかね、お客さんの評価、評判はどうなんでしょうか。

矢口こども課長

この4件につきましては、企業名を申し上げますと、ランドロームジャパン、竹屋、あとはスタジオラフォーレ、佐沼屋の写真館のほうなんですけれども、それぞれにお客様の評判についてはお伺いしておりませんので、その点につきましてはわからないということです。

近藤委員

お客様の評価とかというのは聞いておいたほうがいいと思います。

次に、112ページです。下のほうなんですけれども、精神年齢保健福祉対策事業で扶助費、20の扶助費、その他の扶助費ということで776万円の決算額になっています。2万円ということだと思いますので、388人分ということですよね。ところが、予算では415人分の830万円なんですね。これは先ほどのご説明で難病患者の福祉見舞金ということのようですけれども、この予算額と決算額、金額が違っていて27名分にあたると思いますけれども、これはどうふうに理解したらいいんでしょうか。

稲葉健康増進課長補佐

委員おっしゃるように、対象者の方はもっと数は多いわけでございますが、実際に年度 内に修正をされた方がこの388件にとどまったということでございます。以上です。

近藤委員

そうすると知らないで申請しない。そもそも申請するつもりのない方もおられるかもしれませんけれども、周知というか対象の方には連絡はしてあるんだけれども、申請はしなかったという理解でよろしいでしょうか。

稲葉健康増進課長補佐

大もとの認定は、御存じのように龍ケ崎保健所でございますので、そこの申請の段階で 市からもこういう手当が出ますよというお知らせはしていただいておりますし、また基本 的には毎年同じ方が申請をしてくるんですが、りゅうほ一等を媒体を通じてお知らせはし ているところでございます。以上です。

近藤委員

せっかくの制度なので漏れがないようにしていただきたいと思います。

最後なんですけれども、そこの同じページです。地域自殺対策緊急強化事業で、一番最後の13の委託料なんですけれども、職員の特別研修がありまして29万9,250円の決算額になっています。私からすると、ちょっと研修で29万、30万円というのはかなり高額だなと思うんですけれども、この研修の目的、趣旨と受講者数、それからどういう研修を行ったのか、どういう講師の先生が見えたとか、そういうことについてお聞かせください。

それからあわせて、その研修をなぜここでやって、総務費の職員研修費ではないですよね。だから、その辺の区分というか違いをお聞かせください。

渡邊社会福祉課長

こちらの研修費につきましては、メンタルヘルスに関連する自殺予防研修というようなことで研修を実施しております。それで、委託先につきましては、株式会社カイテックというようなところでございます。講師としましては、ミナガワ先生という先生にお願いを

しております。それで、受講者数ですが、申しわけございません。ちょっと今手元にこち らの資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

それから、こちらの研修、総務関連の科目ではなくて、なぜこちらで出したかという、 実施したかというようなことでございます。職員についても、自殺のいろいろな知識を持っていただいたり、あるいは職員自身が最近はうつ病というようなこともかなり叫ばれている中でもございますので、そういったことでリラックスの方法だとか、そういうことに自身を追い込まないような方法だとか、そういったものが必要であろうというようなことで、職員の対象もこちらの自殺の対策緊急事業の中で実施をしたものでございます。

また、研修費としては高いんじゃないかというようなお話でございますけれども、これに結構冊子等がございまして、その費用がかなりしておりますので、そういった関係でございます。

あわせまして、受講の人数的にはちょっとすみません。後でご報告させていただきたい と思います。

近藤委員

今ご説明いただきましたけれども、この事業費は45万ですよね。その中で30万くらいを総務費じゃなくて、この科目のところで使うというのは私はいかがなものかなというふうに、印象ですけれども思います。

渡邊社会福祉課長

こちらの事業に関しましては、自殺対策、自殺者が増えているというような現状もございまして、国のほうでもかなり力を入れている事業でございます。この事業全体の額につきましては、全て国の10分の10の補助対象事業というようなこともございます。そのようなこともありまして、対象者が若干職員に偏ったという部分もございますけれども、そんなことで地域自殺対策緊急強化事業の中で実施をさせていただいたというようなことでございます。以上です。

近藤委員

わかりました。

山形委員長

ほかにございませんか。 大塚委員。

大塚委員

どうもすみません。3点ほど伺います。まず、決算書36ページお願いします。ここの雑入の弁償金ですね。0004燃料費弁償金なんですが、この4万8,530円というのは、これ総額ですか、それとも一部の分割の返済金なのか、これ総額なのか、まずそこをお答えください。

矢口こども課長

金額につきましては、総額が17万9,149円になります。そのうちの一部でございます。

大塚委員

それを聞いた上で改めて、この顛末を簡略で結構ですのでお答えください。

矢口こども課長

簡単に申し上げます。平成24年1月11日から平成24年8月31日までの間の給油伝票を不

正に使用されまして、ガソリン1、224リットルを取得ということで、これを市が17万9、149円という金額をガソリンスタンドのほうに支払っております。この事件を起した者は、昨年9月に退職しましたが、9月21日に本人が来庁いたしまして、24年10月5日までに一括で支払う旨、誓約書を提出いたしております。その17万9、149円のうち、まだ未払いとなっておりました8月・9月分の報酬及び費用弁償合計4万8、530円につきましては、充当するということで誓約書のほうに記載されてありましたので、充当いたしました。その後、本人が所在不明となっております。残金につきまして、10月5日までに納付するという約束でしたが、納付されませんでしたので、10月17日に龍ケ崎警察署長宛てに、刑事法第246条詐欺罪に該当するものとして申告書を提出しております。今年、25年7月26日、警察に捜査状況を確認いたしましたが、進展なしということで、捜査方法については教えられないということで、進展があれば連絡をくださるということになっております。以上です。

大塚委員

1,126リットルってかなりの量だと思うんですが、このいわゆる回数ですね、ガソリンを搾取した回数と方法、市で知り得ている内容を教えてください。

矢口こども課長

回数については今現在,私わかりませんので,ただ方法につきましては,ガソリンの入れるタンクですか,それに入れたり,自分の車に入れたりというような,そういうことで不正に使ってしまったということになります。

大塚委員

ポリタンクにしても相当な回数ですよね。私ね,これ何で取り上げたかというと,これ場合によっては防げた事件ではないのかなというような印象を持っています。

そこで、さらにお聞きしたいんですが、車両とも関係するんですが、所管がこちらになっていますので、ここでお聞きしますけれども、この給油のシステムですね。その支払いシステム、それから確認、チェックというか、この体制はどういうふうになっていますか

矢口こども課長

この当時は確認作業はきちんとされていなかったものだと思います。それで、このような事件が起きてしまったと考えております。

ただ現在におきましては、給油伝票につきましては、保育所長が金庫の中で鍵をかけて 管理しておりまして、ガソリンがなくなった場合には伝票を所長に話をして運転手がそれ を受け取って給油しまして、また所長に返しまして、所長は運転日誌と給油伝票のガソリ ンを入れた量についてきちんと確認して間違いことをさらに確認いたしまして、またその 伝票は金庫のほうにしまうということになっております。支払いのほうは財政課で行って います。

大塚委員

これって性善説に立つか、性悪説に立つかという話はあるんですけれども、人間て性善でもし性悪でもあるし、その環境とか状況で悪心が起きたりすることもあると思いますので、これあえて勘ぐれば過去にもあったんじゃないかなと、ただ発覚しなかっただけじゃないかなと、悪くとればですよ、あったと言ってるんじゃないですよ、可能性としては。

今いろいろシステムを変えたり、さらにチェックを加えたりということで、非常に細かくなってきていると思うんですが、どこの段階を見ても見つからないのがおかしいなと思いました。例えば、業者ですね。ポリタンクでしょっちゅう持ち出すというのはどう考えてもおかしい。業者と市のそういう担当者というかが、要するに密接な連絡をとっていな

い。これとればすぐわかることですのでね。ですから、本当にその辺はしっかり今大分改善されたみたいなんですが、さらに気をつけてやっていただければなというふうに思います。この質問は以上で終わります。

次です。106ページ,扶助費,生活保護扶助費です。生活保護を受ける方の多くが生活 扶助ですね。生活扶助ということは、多くは就業ができていない。就業できていない理由 というのはさまざまあるんだと思うんですね。体の関係とかメンタルの場合もあるかもわ からないと。だから、やはりいわゆるポジティブな意味で、いわゆる受給者数を抑制する ためには、やはり就業していただくというのは非常に大事だというふうに思うんですが、 特に24年度取り組んでこられた、いわゆる生活保護受給者の方に対する就業対策、就業支 援あったらお聞かせください。

渡邊社会福祉課長

ハローワークと連携をいたしまして、協定を結びまして、生活保護受給者の方をハローワークに連れていきまして、それで就労のいろいろ相談をしたりしております。そういったことでの制度的なものでは、お二方が生活保護からというか就労についております。

今のお話なんですが、この前、ちょっと一般質問でもあったかと思うんですが、ハローワークから今年度は、この8月からなんですが、相談員の方が市に直接見えまして巡回相談というようなことでやっております。8月は4人の方が相談を受けております。まだちょっと就職までにはつながっていない。実は、本日やはり同じように毎月やっておりますので、本日その巡回相談等もやっております。あとは、ケースワーカー等が訪問時、あるいは現金で受給している方もいらっしゃいますので、そのときにいろいろ指導したりとか、あるいは就労活動の報告をいただいりとか、そういったことを行っております。以上でございます。

大塚委員

人様の市のことを言ってもあれなんですが、大阪市っていうのは全国でも非常に生活保護率が高い市で有名ですね。ここで、23年度から、余りにもそういう厳しい現状の中で考えられたのが、総合就職サポート事業というのを考えて、要するに就業をいろいろなこと、今おっしゃったような、ハローワークに一緒に付き添っていくとか、企業へ付き添っていくとか、この市はいわゆる受給者になってからじゃなくて、受給申請をする時点、受給申請の時点で就業相談に乗っていくというところまで徹底して23年度からやっているということなんですが、やはり受給する方、皆さんがもんぜんと受けているわけじゃないので、大概の方は早く自立してきちんと自立生活したいと思っていらっしゃると思うので、ただやはりそれがなかなかうまく結果が出ないという方が多いと思うので、やはり市としてやはりその辺を徹底的にやる必要があると思いますので、もう一段、いわゆるできれば申請時点ぐらいからやられるというのも、そんな検討はされた経緯はないでしょうか、申請時点からの就業支援みたいなものは。

渡邊社会福祉課長

今言われた申請時点というよりは、その前に一旦大概の場合には相談に参ります。その時点で、セール的なもの幾つかございます。生活保護を受けなくても、ハローワークのほうでの支援制度であるとか、あるいはどこまでの部分で生活補助が必要なのかというと疑問な点はありますけれども、住宅の補助事業とか、そういった制度もございます。そういうもので何箇月間ございますので、それでやっていければ就職先を見つけていただいてと、それなんかは住宅緊急対策事業でしたかね、というような名称だと思いますが、それなんかは月に4回ハローワークに行っていただいて、社協がちょっと受け口になっているんですが、社協では月2回というようなことで厚い支援をそういった中でやっておりますので、そういったものも活用して、ちょっと職員数も少ない現状ではありますけれども、なるべ

くそんな形でやっていきたいというふうに考えております。

大塚委員

わかりました。結構努力されているというのが伺えてよかったと思いますが、今後とも、本当に職員数が欠けるという中で大変なことだと思うんですが、実質的に、何というかな、生活保護から抜けられるような実効性のある事業を展開していただければなというふうに思います。今のはこれで終わります。

次、最後なんですが、124ページ、下4桁8200シルバー人材センター援助費なんですが、シルバーセンターは市の事業も請け負っています。民間の事業も請け負っているんだと思うんですが、シルバー人材センターで請け負う仕事の中で、いわゆる市から受注している、発注しているもの、それと民間の企業、会社等から受注しているものの割合ってわかりますか。

本谷高齢福祉課長

申しわけございません。ちょっと手元に資料がございませんので、後でまた用意させていただきます。

大塚委員

じゃ,後でお願いします。以上で終わります。

山形委員長

渡邊社会福祉課長より発言の申し出がありますので,これを許可いたします。 渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

先ほど近藤委員からのご質問がありましたページ,112ページの01016110地域自殺対策緊急強化事業,こちらの13番,委託料,職員特別研修の中の受講者数についてでございます。こちらの受講者につきましては、庁内の各課からの職員によりまして40名参加しております。以上でございます。

山形委員長

ほかに質疑ありませんか。 後藤(敦)委員。

後藤(敦)委員

私からは2点質疑をさせていただきます。お願いいたします。

それでは、決算書106ページ、コードナンバー15300生活保護扶助費でございます。ただいま大塚委員さんからも質問があったところなんでございますが、確かにこれまでも毎年、私同じことをお聞かせいただいているんですけれども、要するに、自立支援といいますか就労につながった方は毎年毎年お聞きさせていただいたんですけれども、そういった中でなかなか就労につながったということはなかったというご答弁だったんですけれども、24年度においては、お二人の方が就労につながったということで、本当に地道な担当の皆様のご努力には、まずもって敬意を表したいと思います。

そこで、生活保護世帯、24年度においては72世帯、84人増えたということでございましたが、入れかわがあると思うので、そういった中で生活保護廃止となった世帯、何世帯、何人で、その理由ですね、ほとんどが失踪といったようなことなのかとは思いましたけれども、その辺の数についてお聞かせいただけますでしょうか。

渡邊社会福祉課長

すみません。廃止の件数ということでございます。世帯数ということでお願いしたいと 思います。24年度119世帯ございました。

それから、廃止の理由でよろしかったでしょうか。廃止の理由につきましては、先ほどの失踪によるもの64件、死亡によるもの28件、それで先ほどのハローワークとの協定による就労について、意外にも働き等によってお子さんがとかいろいろございますので、そういった収入増によるもの8件ございました。それから、親類縁者等の方々が生活保護者の方を引き取っていただいたというようなのが4件等でございます。その他もろもろでございます。以上でございます。

後藤(敦)委員

ありがとうございました。収入増で8件廃止ということで本当にそういった点で言えば、 皆様のご努力がやっと実ってきたのかなと思います。本当にありがとうございます。

先ほど、ほかの委員から申請者数についてもお話ございました。そういった中で、申請者数が214件で認定は201件、その差13件ではありますが、その認定に至らなかった理由はほぼ申請者自体が失踪ということでございますので、基本的に考えれば、申請された方というのはほぼ認定をされるという認識なのかなと思いますので、やはり相談に来た方の数と実際に申請に至った方との差、ここの部分というのは大変注目しなきゃいけないのかなと思いますが、先ほどは相談に来られた方は延べで323件ということでございました。実質人数で一体何名の方が相談に来られたのかわかりますでしょうか。

渡邊社会福祉課長

実際の人数につきましては、集計もできていないと思いますので、数字はございません。

後藤(敦)委員

わかりました。把握はされていないということでございましたので、先ほど大塚委員のほうからご質疑もありまして、そのご答弁の中で、申請に至らなかった方もさまざまなハローワークにつないだりであるとか緊急住宅支援とか、そういったものである意味、生活保護に至る前の段階での支援ということで行われているということでございましたが、この相談に来た方の中で、申請に至らなかった方というのは、このようにさまざまな形でサポートをしていただいて、しっかりとそういった生活困窮から脱却しているという認識でよろしいんでしょうか。

渡邊社会福祉課長

そういった一面もございます。それ以外の部分でも、最近は生活保護というのは、この国全般といいますか、社会の中で制度が認められているというと変な言い方かもしれませんけれども、とりあえず相談に行こうというような方が今現時点で職が、きのう、おとといとか、1カ月前に亡くなってしまった。これから今貯金はあるけれども、先のことが不安だから、制度のことを相談したいとか、そういった件数もかなり増えております。1日のうちに2人、3人と窓口にずっといらっしゃる方もいるし、ほとんどの場合に、窓口のほうにお客さんがいないと状態というのは少ないような状況です。これも社会情勢の一つなのかなとは思いますけれども、そういった面まで含めてということで、就労にみんなつながっているかどうか、生活が安定している、そこまではちょっと把握はできておりません。

後藤(敦)委員

ありがとうございました。そういった今,課長のほうからあったように,認められているということで気軽にご相談に来ていただけるということは,結果として孤独死であると

か、生活困窮による本当に不幸な事件というものをなくすためにもよろしいのかなとも思いますし、そうですね、そういった中で言えば、すみません、何を言うかちょっと今忘れちゃったんです。

すみません,次に進みます。生活保護のところは以上にしまして,次の108ページですね。コードナンバー15750の成人保健事業の中の委託料についてお聞きをしたいと思います。その中でがん検診についてでございます。

事業実績データ集の20から22ページのところで、先ほど伊藤委員のほうからもご質疑あったところでございますが、(3)の胃がん検診から(8)の前立腺がん検診までの中で、データ集の中では受診者数と要精密者数、そして精密検査を受診された数というのは記載があるんですけれども、結果、精密検査を受診した結果、がんと確定診断をされた方、この人数について把握をされていればお聞かせいただきたいと思います。

また,あわせて,これも把握されていれば,その確定診断時のがんの進行状況,ステージがどれくらいであったかという点についてのデータというのはございますでしょうか。

稲葉健康増進課長補佐

申しわけございません。手元にその資料がございませんので、後日改めて回答させていただきます。

後藤(敦)委員

それでは、後日お聞かせいただければなと思います。

やはりこの事業の目的というのは、精密検査が必要な方のスクリーニングじゃなくて、 やはりがん検診でがんを発見していくということが事業の目的だと思いますので、またそ ういった中で、がん検診によってどれくらの方ががんが見つかるのか、また自覚症状のな い段階での発見だと思いますので、比較的進行が早い段階でのがんの発見ということにも つながるとは思いますので、そういった実績等をやはり公開していくことでまた受診勧奨 にもつながっていくのかなと思いますので、あわせて、そういったデータについてもご報 告をいただければなと思います。以上です。

山形委員長

ほかにございませんか。 曽根委員。

曽根委員

主要施策の成果報告書のページ、45ページを開いていただきたいんですけれども、相談支援体制の充実ということで、こちらに幼稚園で食育健康教育を実施したというふうに記述してございます。一番上の部分ですけれども。今後は市内全園で食育健康教室の実施に向けてマンパワー及び予算の確保が課題であるというふうな記述のされ方しているんですけれども、このめばえ幼稚園及びふたば文化幼稚園、2園でやった食育健康教育というのは非常に評判がよかったとお聞きしているんですけれども、現在、平成25年度に入っておりますけれども、その課題はどういうふうになっているのかお知らせいただけますか。

稲葉健康増進課長補佐

内容については、今、委員さんおっしゃったとおりでございますが、本年度は昨年の2 園に対し4園、来月以降実施していく予定でおります。

課題として、マンパワー及び予算の確保ということを記載しておりますが、まさしくこちらの事業については、保健センターの母子保健グループで実施しているわけなんですが、母子保健グループの保健師のうち、今現在2名が産休、育休に入っておりまして、残りのメンバーでその保健師の分もカバーしながら進めておりますので、そういった意味では、

やはりマンパワーの確保が今課題となっていることで考えております。以上でございます。

曽根委員

食育が言われて久しいんですけれども、食育を実際に現場でやっていくというのは非常に大変のように、私はこれまで感じてきたんですけれども、この取り組み、ものすごくいい取り組みのように、私見ているんですね。保護者の皆さん、それから子どもさんも、ちょうどこういう食育を事例だとか、あるいはそういう知識を欲しがっているんですね。そこで、私たちができるすごい食育に関するいい事例になっていると私は思っております。

小学校及びこの幼稚園,あるいは場合によっては保育所ということもあるかと思いますけれども、食育健康教室,ぜひ力を入れて、マンパワーが足りないって、この子育て日本一目指しているんですから、私は所管のところがやはり財政だとか、あるいは市長、副市長に訴えが足らないんじゃないかなというふうに私、思っているんですね。子育て日本ーやるために、いろいろなメニューを考えると思いますけれども、そんなにそんなにできないんですよ。しかし、これは実際に受けがいいし、効果的だし、そんな莫大な金がかかるわけでもないんですよ。ぜひ子育て日本一の主要な施策として進めていただきたいとお願いいたします。答弁結構です。

山形委員長

ほかにございませんか。

【なし】

質疑なしと認めます。

休憩いたします。午後3時5分再開予定です。

【休 憩】

山形委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本谷高齢福祉課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。 本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

先ほど大塚委員のほうからご質問のありました件についてご報告させていただきます。 決算書で124ページ,コードナンバー18200シルバー人材センター援助費でございます。 先ほどのご質問は、シルバー人材センターでの受注相手先方の割合ということで、市と民間というようなことでのご質問でございました。割合ということでございました。

先ほど調べまして、大きく分けて、公共と市、それから若干国の機関も含むわけなんですが、それと、それから民間、それから一般個人という分け方で、割合のほうをご報告させていただきたいと思います。

平成24年度受注額,公共のほうで3,512万3,267円でございます。割合にいたしまして,約26%でございます。それと民間,それから一般個人の受注でございますが,1億19万3,327円でございます。割合にいたしまして,約74%でございます。以上でございます。

大塚委員

この公共事業,これ市だけじゃないんでしょうけれども,これほかの自治体と比べると,これ多いほうなんでしょうか,少ないほうなんでしょうか。

本谷高齢福祉課長

県内の他のところと比べますと, 低いほうでございます。

大塚委員

シルバーの方々からも陳情,その他はあるんだと思うんですが,これ増やすという検討 なんかはなされたんでしょうか。

本谷高齢福祉課長

市のほうの受注でございますね。市のほうの受注のほうを増ふやしていくというような方向で検討はなされております。

大塚会員

以上です。ありがとうございました。

山形委員長

矢口こども課長より訂正の申し出がありましたので,これを許可いたします。 矢口こども課長。

矢口こども課長

先ほど山宮委員のほうからご質問いただきました成果報告書の32ページの中で,乳幼児預かり体制の整備の取り組む際の方針ということで,企業内保育につきまして,結論としまして必要であるということでお答えいたしましたが,企業内保育所については,今後企業への働きかけは行わないという結論が出ております。以上です。

山形委員長

山宮委員、よろしいですか。

次に、稲葉健康増進課長補佐より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

稲葉健康増進課長補佐。

稲葉健康増進課長補佐

先ほど後藤(敦)委員からありました決算書 P 108,成人保健事業のがん検診の要精検者の中の確定者についてでございます。

現在、保健センターとして把握できておりますのは、平成23年度の確定者の数まででございます。理由としましては、確定となるまでに1年ほどの期間が要するからでございます。

平成23年度の確定者ということで報告させていただきます。まず胃がんでございます。発見者は1名,男性で60から64歳の方で早期がんでございました。女性はゼロ人です。次に大腸がんでございます。発見者は10名,そのうち男性が3名,60から64歳で1名,70から79歳で1名,45歳から49歳で1名,このうちお二人は早期がんでございました。女性の方は40から44歳で1名,50から59歳で1名,60から64歳で2名,65歳から69歳で1名,70から74歳で2名,このうち3人が早期がんということでございました。それに肺がんですが、確定はお二人でした。男性が70から74歳で1名,女性が65から69歳で1名,この女性1名の方は早期がんでございました。次に子宮がんですが、発見は1名,医療機関検診で発見されたものです。65歳から69歳の方で上皮内がんという診断でございました。なお、集団ではゼロ人でございます。続いて、乳がんでございます。発見者が7名,医療機関検診では5名です。60から64歳で4名,75から79歳で1名,集団検診の中では2名が発見されておりまして、60から64歳が1名,50から54歳が1名,この50から54歳の1名の方はや

はり早期がんでございました。最後に、前立腺がんでございますが、国への報告義務がないということで、確定集計がなされておりません。以上です。

後藤 (敦) 委員

ありがとうございました。今お聞きしていると半分には行かないかもしれないとは思うんですけれども、早期に発見された方が多いのかなという印象を受けましたが、過去の検診により確定診断がなされた方で治療終了後、5年過ぎまして寛解というような方のデータっていうのは把握されていますでしょうか。

稲葉健康増進課長補佐

その後、経過の様子は把握しておりません。

後藤(敦)委員

わかりました。これだけ早期で見つかる方がいらっしゃるということは、当然やはり5年生存しまして寛解というような方も多く出てきているのかなと。当市が行っているがん検診事業によって、やはり命が救われた方っていうようなデータを把握なされていないとは思うんですけれども、かなりの数に毎年行っているので上るのではないかなと思いますので、大変重要な事業だと思います。より多くの方に検診を受けていただくような受診勧奨よろしくお願いしたいと思います。以上です。

山形委員長

それでは、次の議案に入りたいと思います。

議案第7号 平成24年度龍ケ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

加藤健康福祉部長。

加藤健康福祉部長

それでは、龍ケ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げま す

まず全体を俯瞰したところで、若干申し上げておきたいと存じます。まず被保険者数の 状況でございますが、24年度の年度末2万2,401人、世帯にいたしまして1万2,463世帯と いうことで、市全体の人口の約28%、・・世帯の国保に該当しておるということでござい ます。被保険者数あるいは被保険者の世帯数でございますが、経年変化といたしましては、 余り変動はしていないということで、大きな変動はないということでご理解をいただきた いと思います。以上が、被保険者数あるいは被保険者の世帯の状況でございます。

2点目でございますが、歳出の主たる内容でございます。保険給付費でございます。対前年度比で2.4%増になってございます。ただ23年度につきましては、22年度比で0.05%の減であったということを含めて考えますと、かなり伸びたとも言えないというようなことで言えるのかなと思っております。

一方,歳出における後期高齢者支援金,介護納付金,いわゆる龍ケ崎市国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療の拠出分あるいは介護保険の何といったらいいんでしょう,2号被保険者分というんですかね,そういう部分で支出する経費につきましては,それぞれ後期高齢者医療あるいは介護保険,そういったものを全国規模で見ますと,やはり高齢化に伴いまして,そういう給付が増えているということを大きく影響を受けまして,その2つは大きく伸びているということが言えます。

この国民健康保険における後期高齢者の支援金,そして介護納付金が今後のある意味, 歳出における要注意項目,歳出圧力の最たるものになっていくのかなというような,ちょ っと見方もしておるところでございます。 一方、歳入でございますが、保険料収入については微増でございます。収納率も若干前年度を上回ったということでございます。そのほかの過去3年間で大きく増額してきました前期高齢者の負担金が24年度では微増にとどまっております。その結果、一般会計からの繰り入れが約9,400万円増となっています。その内訳として、いわゆる赤字繰り入れが約6,500万円ということで、前年度はゼロでありましたが、赤字が6,500万円というようなことになったということでございます。高齢化の進展に伴いまして、こういう医療制度、単に国民健康保険という枠組みではなくて、介護保険ですとか後期高齢者医療制度、そういったものと密接にかかわっております関係上、制度が錯綜して関係しております関係上、やはり高齢化の影響は少なからず受けており、今後さらにその影響が高まっていくのかなというふうな見方をしておるところでございます。

それでは, 内容に入りたいと思います。

まず197ページで歳出の総額76億1,443万3,515円となってございます,支出済額ですね。 これが対前年度比で申し上げますと5.7%増,額にして約4億1,200万円の増となっておる ところでございます。

それでは、198ページ・199ページをお開きください。

まず歳入の国民健康保険税でございます。一番右側の199ページの評定額をごらんになっていただきます。31億9,547万3,163円、それに対しまして収入済額が19億4,264万5,711円ということで、過年度分も全て含んで、これを割りますと全体の収納率は60.8%でございます。一番右側にあります収入未済額が11億2,600万5,172円ということでございまして、収入未済額につきましては、対前年度比3.3%減、3,850万円程度減になってございます。全体収納率でございますが60.8%、前年度が60.2%でございました。そのうち、内訳なんですが、現年度分だけに限って申し上げますと、平成24年度が88.55%でございます。その前年が88.08ということで約0.47ポイント上昇したということでございます。過年度分でございますが、過年度分については11.93%ということで、これも平成23年度が10.82でございますが、過年度分については11.93%ということでございます。対前年度比較では上がってございますが、やはり収入未済額の規模などを見ますと、特異な状態になっていると、そういったことが引き続き続いているということが言えるんだと思っております。

以上が国民健康保険税に関してでございます。

次に, 次のページをお開きください。

使用料及び手数料でございます。国民健康保険税の督促手数料が147万4,550円歳入されております。

続きまして、国庫支出金のうちの国庫負担金でございます。療養給付費等国庫負担金が一般被保険者の療養給付費ということで8億4,000万円ほど、また後期高齢者支援金分として3億3,300万程度、また介護納付金分として1億5,000万程度歳入されております。国庫の負担率でございますが、これは24年度から32%に変更されておりまして、従前ですと34%だったものが32%に変更になったということでございます。その結果、一般被保険者の療養給付費に対する国庫負担は、対前年度比で5.3%減ということになっています。一方で、後期高齢者支援金と介護納付金でございますが、これは対象額全体の増があります関係で、負担率がダウンしても増額になっているということでございます。

続きまして、高額医療費の共同事業国庫負担金でございます。これにつきましては、国が4分の1になってございます。1件当たり80万円以上の医療費を対象にするものでございます。

特定健康診査等の事業費でございます。国が3分の1でございます。特定健康審査の事業費に対する負担でございます。

続きまして、国庫補助金でございます。財政調整交付金ということで、普通調整交付金、 一般分と介護納付金分ということで歳入されております。これは、市町村間の財政力の不 均衡を調整するために交付されるものでございます。

次に特別調整交付金でございます。これにつきましては、画一的な今申し上げました市

町村間の財政力の不均衡だけではなくて、それによっては措置できない特別な事情がある場合、当該事情を考慮して交付されるようなものでございます。

続きまして、出産育児一時金でございます。これについては10万円というようなことになってございます。23年度で補助は終了しておりますが、24年度につきましては、23年度中に出産をして支出が24年度になってものでございまして、その分でございます。

続きまして,次のページでございます。

災害臨時特例補助金でございます。これは、福島原発事故による避難区域からの転入者で国民健康保険に加入した方の保険税及び一部負担金の減免に対して10分の8が国の補助ということでございます。残り10分の2は、先ほど申し上げました特別調整交付金で措置されているということでございます。

続きまして、高齢者医療制度円滑運営事業費ということでございます。これにつきましては、70歳から74歳までについては、本来国民健康保険法で本人負担は2割負担でございますが、今1割負担ということで国のほうで時限措置で対応しておるわけでございますが、24年度中もそれが延長されたということでございまして、それに伴いまして、高齢者受給者証の再発送費用等に関する補助があったということでございます。

続きまして、療養給付費等交付金でございます。これにつきましては、退職者の医療につきましては、その財源は本人の保険税のほかに国等の負担金ではなく、被用者保険の保険者の拠出による、この交付金によって更正されます。したがって、これは言うなれば、退職者の医療費の国庫負担相当分というようなことが言いかえられると思います。社会保険診療報酬支払基金から歳入されるものでございます。退職被保険者と療養給付費、退職被保険者と後期高齢者支援金相当額ということで4億6,000万、1億300万程度の歳入となってございます。

前期高齢者交付金でございます。これにつきましては、いわゆる65歳から74歳の、いわゆる退職者が基本的に国民健康保険のほうに移ることによりまして、国民健康保険の医療費がほかの社会保険に比べて年齢構成的に多くかかるというような背景がございまして、そういった保険者間の医療給付のアンバランスを調整するために、いわゆる被用者保険から国保のほうに、そのアンバランスを是正する、不均衡を調整する意味で交付される交付金になってございます。前期高齢者交付金ということで65歳から74歳までの被保険者に対しての他の保険からの拠出になります。

続きまして、県支出金でございます。これにつきましては、高額医療費共同事業拠出金ということで国の負担金と同額でございます。国の補助率と同額ということでございます。 続きまして、特定健康診査等事業も国と同額、3分の1の負担でございます。

県補助金でございます。県財政調整交付金ということでございます。この県の財源調整交付金につきましては、保険給付費に応じて定率で8%相当の交付金と、あと残り1%が 医療費の適正化の取り組み等をしている自治体が評価されて配分されるというようなこと で、そういう意味での財政調整交付金となってございます。これにつきましては、県から の補助金になります。

続きまして、共同事業交付金でございます。まず、高額医療費共同事業交付金ということで、国保連合から歳入でございます。1件当たり80万円超の医療費につきまして、80万円を超えた部分につきまして、100分の59を対象にして納付されるものでございます。

続きまして、保険財政共同安定化事業交付金でございます。これにつきましては、レセプト1件当たり30万円超の医療費のうち、8万円を超えて80万円以下の部分について、その100分の59を担っていただくというものでございます。

続きまして、財産収入でございして、国民健康保険支払準備基金利子5,050円でございます。平成24年度末の残高が2,139万6,586円ということで、70億の会計で2,000万円ほどしか基金の残高がないというような状況になってございます。

次に、繰入金でございます。一般会計繰入金ということで、まず、保険基盤安定繰入金ということで、保険税の軽減分、いわゆる低所得者の軽減として7割・5割・2割の軽減

を行っておりますが、それに対して県が4分の3、市が4分の1という形で一般会計のほうで措置しまして、それを4分の4という形で一般会計から繰り入れを行うというようなものでございます。

保険基盤安定繰入金でございますが、これにつきましては、税軽減の被保険者数に応じて繰り入れられる部分でございまして、これにつきましても、一般会計において国2分の1、県4分の1、財源措置がされておりして、それに市の一般財源4分の1を加えて繰り入れ歳入としておるものでございます。

続きまして、国民健康保険事業費職員給与費等繰入金でございます。 1 億4,300万円程度でございます。

出産育児一時金の繰入金でございます。3分の2相当分でございます。

続きまして、財政安定化支援事業繰入金ということでございます。これにつきましては、低所得者が多いですとか、その自治体内の病院が多くてベッドが多くて医療費がかかってしまうとか、あるいは高齢被保険者が多いとか、そういった保険者の責めに帰すことができないような特別な事情によりまして、交付税措置されておるものでございます。ルール分でございます。

その他一般会計繰入金として、マルフク波及に伴う部分として6,843万4,719円、それといわゆる健康増進のために行います保健事業費分ということで2,815万8,164円、それと最終的に今、国保の会計の収支を均衡させるための赤字繰り入れ分ということで6,528万9,652円という形で、その他一般会計繰入金が1億6,188万2,535円となっておるところでございます。国民健康保険事業繰越金は1億3,929万6,258円でございました。

次に、諸収入でございます。延滞金一般被保険者の延滞金ということで2,682万5,464円でございます。そのほか、一般被保険者の加算金ということで東京医大茨城医療センター、不正請求分に係る加算金でございます。それと退職被保険者等加算金、これも東京医大茨城医療センターの不正請求分に係る加算金ということでございます。

続きまして、市預金利子でございます。歳計現金運用利子でございます。

続きまして、雑入でございます。第三者納付金が971万1,184円でございます。

一般被保険者返納金でございます。277万5,809円でございます。退職分が26万4,251円 ということでございます。

前期高齢者指定公費でございます。これにつきましては、70歳から74歳のいわゆる自己 負担が本来2割の方が1割となるための部分で、いわゆる現物給付ではなくて現金給付分 についての償還払い分でございます。

雑入でございます。特定健康診査受診料負担金が231万8,400円, さらに特定保健指導の 教室受講者等の負担金が1万200円となってございます。

最後に、老人保健医療費拠出金の還付金が101万3,336円でございます。

続きまして、歳出でございます。まず、職員給与費100番でございます。国民健康保険 総務管理ということで12人分の給与でございます。

200番, 国民健康保険事務費でございます。主なものを申し上げますと、まず報酬でございますが、非常勤職員報酬で9万7,600円、これにつきましては、国民健康保険運営協議会の委員報酬でございます。非常勤嘱託職員報酬でございますが、これにつきましては、レセプト点検員2名、窓口業務嘱託員1名の報酬でございます。そのほか、主なものといたしまして、委託料、レセプト電算処理が591万3,473円でございます。国保連合会の共同電算処理委託でございます。それと国民健康保険システムの保守並びに修正がそれぞれ239万6,394円、94万5,000円でございます。その下、使用料及び賃借料は当該システムのハード・ソフトのシステムリースでございます。こういったものが事務費の主なものでございます。

次に、連合会への負担金でございます。茨城県国民健康保険団体連合会への負担金ということで、被保険者数及び平等割にのっとって各自治体が納付しておる負担金でございます。

続きまして, 賦課徴収費でございます。400番, 国民健康保険賦課事務費ということで ございます。主なものといたしましては, 委託料でございまして, 納入用通知書等作成及 び封入・封緘も委託したところでございます。改良印刷は外注したということでございま す。

次に500番でございます。国民健康保険徴収事務費でございます。主なもの、報酬、非常勤嘱託職員報酬ということで、この部分は収納課扱いでございまして、収納課の徴収嘱 託員の報酬が主なものでございます。

次に趣旨普及費600万でございます。窓口配布用のパンフレット、印刷製本費が主なものでございます。

続きまして、保険給付費ということで、国民健康保険の一番の中心部分でございます。一般被保者の療養給付費、退職被保険者等療養給付費ということで、ここで療養給付費といっていますのが、いわゆる現物給付ということでございます。それを一般被保者と退職被保険者で区分して経理されているということでございます。それぞれ伸び率を申し上げておきますと、一般被保者療養給付費が39億1,285万4,761円で前年度比1.62%増でございます。

800番の退職被保険者等療養給付費が3億7,005万9,066円ということで5.37%増でございます。

その下に,一般被保険者並びに退職被保険者の療養費がございます。これについては, 現金支給分でございます。

次に、10100番、国民健康保険審査支払手数料1,613万2,466円でございます。

次のページでございます。高額療養費でございます。これも一般被保険者と退職被保険者で分けて経理されております。一般被保険者高額療養費が4億3,961万243円ということで対前年度比で6.15%の伸びでございます。

一方,退職被保険者につきましては,4,688万8,476円ということで対前年度比7.79%増でございます。

その下がそれぞれ現金支払い分の一般被保険者並びに退職被保険者の高額介護合算療養費でございます。

次に、移送費でございます。1600番、一般被保険者移送費ということで2万8,300円ということでございます。

続きまして、出産育児一時金でございます。111件ございまして、4,485万6,255円ということでございます。対前年度比で11.81%増でございます。

次のページでございます。1900番、出産育児一時金支払手数料でございます。これは直接払制度の手数料でございまして、連合会への支出でございます。

続きまして、葬祭費でございます。1件5万円でございまして108件ございました。

続きまして、後期高齢者支援金等でございます。支払基金への支出でございます。後期高齢者支援金ということで、後期高齢者の医療を支援するために、国民健康保険のほうから11億3,346万8,724円の支出となってございます。これにつきましては、今後の一つの動きが歳出圧力の要因であろうというふうに捉えておりまして、対前年度比で20.06%というふうに増額しておるところでございます。

また、同じように事務費の拠出金がございまして、それは8万2,480円でございます。

さらに、前期高齢者納付金ということでございます。これにつきましては、歳入のほうで16億相当の歳入があったかと思います。これにつきましては、龍ケ崎市国民健康保険として、全国のそういう前期高齢者の医療費の保険者間の均衡を図るために、その原資として、龍ケ崎市の国保が支払基金のほうに納めるというようなものでございます。先ほどの歳入と比較しますと115万程度積み立てて、それが16億程度になって戻ってくると、キックバックされるというような仕組みになってございます。

次に,前期高齢者関係事務費拠出金ということで8万251円ということでございます。 次に,老人保健拠出金でございます。これも支払基金への支出でございますが,もう既 に老人保健事業は19年度で制度自体は終わっていますが、その精算ということで、まだ拠 出金が若干出ているというようなことでございます。

次に、介護納付金でございます。これも支払基金に納めるものでございます。これも、 今後の大きな歳出圧力になるものと捉えることができる費用と捉えております。いわば、 40歳から64歳までが第2号被保険者ということで、第2号被保険者として、介護保険のほ うにお納めするお金ということでございます。4億6,692万6,072円ということで、対前年 度比13.85%の伸びとなってございます。

次に, 共同事業拠出金でございます。先ほど歳入の部分でも触れましたが, 今度国保連への拠出になってまいります。

高額医療費共同事業の拠出金が 1 億8,213万959円,対前年度比10.69%増でございます。 次に、保険財政共同安定化事業拠出金が 6 億5,975万7,802円で7.7%増ということでご ざいます。

その他の共同事業事務費拠出金ということで229万5,000円ということで,これにつきましては,退職者医療制度に該当する年金記録からのリスト,そういったものを国保連合会のほうに委託してつくっていただいているというような,その事務に対する拠出金でございます。

以上が保険給付費でございまして、今度、特定健康診査等の事業費になってございます。 3300番、特定健康診査等事業ということでございます。主なものといたしまして、委託 料の特定健康診査委託料でございます。2,542万9,841円ということでございます。集団健 診並びに医師会の加盟の医療機関にお願いしている医療機関健診、そういった2本立てで 実施しておるところでございます。

続きまして、保健事業費ということで3400番、医療費通知、通信運搬費並びに医療費の 電算処理の経費でございます。

疾病予防費につきましては、人間ドックの助成費でということで、主なものといたしまして、人間ドックの助成金が921万9,536円、脳ドックが60万4,876円ということで、人間ドックが748件、脳ドックが44件の実績があるということでございます。

続きまして、基金積み立てということで基金の利子を積んでおります。5,050円でございます。

諸支出金でございます。次のページでございます。3700番,一般被保険者の保険税の還付金でございます。558万4,903円の償還金となってございます。

続きまして、3900番、国庫支出金等の返還金ということで、23年度の国庫負担金あるいは支払基金からの負担金、そういったものの精算に伴う返還であります。

続きまして、4000番、前期高齢者指定公費ということで、先ほど歳入で申し上げました 70歳から74歳の自己負担1割凍結による公費負担分でございます。以上であります。

山形委員長

ただいま説明のされた内容について質疑ございませんか。 伊藤委員。

伊藤委員

保険料のことなんですけれども、加入者とか収納率は伺ったんですが、この不納欠損の件数と理由、それと1件当たりの大きい金額と滞納者数がどれぐらいなるのかということについてまずお聞きします。

大竹保険年金課長

不納欠損の内容でございます。不納欠損の内容でございますが、財産なしが実人数で1,041人、期数が5,461期で、不納欠損額が1億1,181万5,338円でした。これは不納欠損全体の9割にあたります。次に、生活困窮世帯が実人数で109人、期数が705期で、不納欠損

額が398万6,815円でした。次に、所在不明者が実人数で78人、期数が409期で、不納欠損額が398万6,815円でした。不納欠損の額の高額でございますが、一番大きいのは180万9,330円でございます。以上です。

伊藤委員

わかりました。なかなかこの不納欠損額も減らないので大変なんですけれども、滞納者数についてどんな手だてをして払っていただくというか、そんなような収納率が上がるような工夫をしているのかお伺いします。

大竹保険年金課長

まず、取り組み状況でございますが、現年度滞納者に対する一斉催告を年3回、9月・12月・3月に行ったほか、早期滞納代替における催告書発送を随時行った結果、現年度収納率が向上いたしました。また、次の取り組み状況といたしまして、少額滞納者に対する滞納処分を積極的に行い、滞納繰越者数の削減に向けた取り組みを行っております。3番目として、滞納案件の中で財産調査等によっても看過不能な財産の発見に至らない事実に関しては、執行停止を行い、滞納繰越額削減に向けて取り組みを行っております。以上です。

伊藤委員

ありがとうございます。

次です。211ページの0200200の保険事務のことについてなんですけれども、保険者の方はここでやっていると思うんですけれども、単期保険証と資格証明書の発行についてどのようになっているのかお伺いします。

大竹保険年金課長

短期保険証と資格証の交付状況でございます。短期保険証は保険証の交付に基づき2月に滞納者世帯をリストアップします。この時点で短期保険証の該当世帯は2,467世帯でした。その後、納税相談などを受け、納税をしていただいて一般保険証に切りかわったものを除き、平成25年7月1日現在の短期保険証の交付世帯は1,540世帯です。平成24年度の同時期での交付は1,703世帯でした。

次に資格証明書の交付世帯ですが、25年7月1日現在で80世帯、平成24年度の同時期での交付は85世帯でございました。以上です。

伊藤委員

また、資格証明書なんかについては、資格証明書でお医者さんにかかって、10割そのときは払わなければいけないわけですよね。今いろいろなところで生活が大変になっていく中で、この資格証明書の発行について取りやめるというような方向についての考え方があるのかどうかお伺いします。

大竹保険年金課長

特にございません。

伊藤委員

非常に残念なことだと思います。お医者さんにかかるのに、本当のこの10割払わなければいけないというところではなかなか医者に行けないという実態がありますので、私としてはなくすような要望をしたいと思います。

次に、221ページです。02003400の医療費通知費なんですけれども、これは医療費がどれぐらいかかったということだと思うんですけれども、これの必要性についてどういうふ

うに認識しているのかお伺いします。

大竹保険年金課長

保険者,市といたしましては、被保険者に給付状況などを知らせる義務があると思いますので、医療費通知を出す必要性はあると思います。また、平成23年度の事業仕分けにおきまして、県内の市町村が国保連合会に委託している事業のため、事業仕分けの中でも継続事業となったところでございます。以上です。

伊藤委員

でも、これを見て使い過ぎだなとか、そんなふうに感じる人いないと思うんですよね。 必要ならば絶対に医者に行くしかないわけですから、私としては、個人的なことなんです けれども、うち夫が亡くなってから、こんだけ医療費使いましたって来たんですよね。す ごく悲しい思いをしたんです。もうこういうことはやめてほしいなって思いますので、要 望しておきます。以上です。

山形委員長

ほかにございませんか。 近藤委員。

近藤委員

207ページの真ん中よりちょっとした出すけれども、下から3つ目ですね。一般被保険者第三者納付金971万1,004円なんですが、これの件数と内容、主なものについてお聞かせください。それから、事務の流れについてもお聞かせいただければと思います。

大竹保険年金課長

内容でございますが、保険給付が第三者の行為によって生じた場合、保険者は被保険者 にかわって損害賠償を請求することができます。この場合の手続を連合会に委託し、賠償 金の徴収を行うものでございます。

ちょっと件数は後ほどよろしいでしょうか。申しわけございません。

近藤委員

そうしますと、あわせて211ページに国民健康保険事務費がありますよね。その一番下、 負担金のところ、国民健康保険第三者行為求償事務費、これは国保連に納めるものだと思 うんですけれども、ここともあわせて、その事務の流れをお聞かせいただけますでしょうか。

大竹保険年金課長

すみません。後ほど回答させていただきます。資料がございませんので、申しわけございません。

近藤委員

それでは、今の207ページのところの一番下から2つ目なんですけれども、一般被保険者返納金なんですが、270万と退職のほうが26万ですよね。これ該当人数とその発生の理由、内容、それでどうしてこういうふうに発生してしまうのかという理由がわかれば、こういうことがないほうがいいと思うので、それの防止策といいましょうかね、そういうものについてもあわせてお聞かせください。

大竹保険年金課長

まず、一般被保険者返納金のうち、東京医療センター分の142万1,066円の件数でございますが、レセプトの件数で240件でございます。

あと防止策につきましては、昨年10月ですか、県のほうで委員会を立ち上げまして、県内市町村の課長が集まりまして、その中でいろいろ協議をいたしまして、特に一番悪いというか何といいますか、不正を行った東京医大ですか、そちらのほうの方もその中に入りまして、二度とこのようなことを行わないということで何度も……。

返納金でございます。資格喪失の国保での受診や高額療養費の限度変更に伴い発生する 返金でございまして、他の保険で支払うべき治療費を国保に請求した場合に発生する返金 でございます。すみません。

近藤委員

最後にもう一つ、215ページ、下からの2つ目の段落のところなんですけれども、一般被保険者移送費なんですけれども2 万8,300円、移送費というのは余り例がないと思うんですけれども、今回のこの2 万8,300円というのはどんなケースだったのか、平成23年度は執行なしですよね。なので、お聞かせください。

大竹保険年金課長

平成24年度1件でございまして、その内容まではちょっと把握していないんですが、後ほど答弁させていたただきます。申しわけございません。

山形委員長

ほかにございませんか。 油原委員。

油原委員

1点だけ、加藤部長にお願いしますが、ページで言えば、204ページの一般会計からの 繰り入れですね。前年度ルール分を除いてはゼロだったということが、今回は6,500万で したっけ、を繰り入れているということでありますけれども、全体的に先ほど滞納の話も 出ましたけれども、要するに、生保対象者以下の人が非常に滞納の状況が多いんですよ。 現実的に生保を受けられるだけの何というかね、そういう基準以下の人がやはり滞納とい うか、そんな状況が多いというようなこと、それから全体的に国保税自体、ちょっと高い んじゃないだろうかというようなことでのやはりある一定程度、その一般財源をどれだけ 投下をして、なおかつこの状況を見ると、保険税の見直しが必ず出てくるでしょう。その ときに、やはり逆に引き下げをするには税をどの程度投下したらいいのか。それからもう 一つは、やはり今の均等割、平等割、所得割、資産割ですか、逆にその生産性のない土地 を持っていても、やはり収入がないわけですからなかなか納められないわけですよ。そん な状況を踏まえれば、そういう資産割を除いて所得割とそのほかにするかとか、そんな見 直しの中で保険税全体を少し一般財源を投下して下げる、必要性があるのかな、要するに、 もうこの十数億というのは不納欠損しない限りなかなかこれ納まる話じゃないような気が いたします。というのは、ちょっと高いんですよ。ですから、そんな意味ではそこら辺の 全体的な見直しがやはり必要な時期になんだろうというふうに思いますが、考え方で結構 ですからお願いいたします。

加藤健康福祉部長

まず、国民健康保険税が高いんではないかということでございますが、高いですね。一時何というんですか、どれくらい高いかということで、計量的にちょっと試算してみようというようなことで、二・三年前に当時の保険年金課長の所得あるいは資産をもとに国民

健康保険税を計算しました。それと、当時彼が1年間納めるそういう共済の保険料ですか、比較した結果、大体2倍ぐらい国保が高いということですね。そうなってしまうと。なぜそうなるかというと、やはり国民健康保険の被保険者が自営業者であったり、農業者で所得が少ないと。したがって、ご提案のように、所得の補足の仕方で控除をいっぱいして、ある人だけからもらえばいいじゃないかという計算をしますと、そうしますと、今度は少ない人からものすごいお金を集めなければならないと。ですから、広く薄く集めようというのが保険の仕組みなんですけれども、やはり所得の捉え方で広く捉えても、やはり単価は高くなってしまう。やはりその根拠になるのは、やはり標準課税総額というのがあって、基本的に1年間、市民、国民健康保険被保険者の医療費がどのくらいかかるかというのがまず出発点になります。それに基づいて負担してもらうということで、医療費が伸びれば伸びるほど保険税が高くなる仕組みがあると。そういった中で、医療の高度化という問題で、識者に言わせると、医療費が伸びているのは高齢化ではなくて医療の高度化だという指摘を医療経済学の先生なんかはよくおっしゃるんですけれども、医学が伸びるとやはり点数が高い治療が出てきて、やはりそれが保険適用になってくるとどんどん高くなっていくと。したがって、現行のやり方ではどうしても限界があるというか。

一時ここ数年,20年度に一回国保税を上げて,それから上げていないんです。20年度に 国全体の医療事業の構造改革があって,後期高齢者医療制度なんかが導入されて,それに 伴って財源構成が若干変わったと。先ほど申し上げましたように,前期高齢者交付金なん かの制度が導入されて,一時的にちょっとうちのほうの国保も潤ってきたと。ただここへ 来て高齢者の医療への支援金なり,介護保険への納付金,そういったものが高齢化に伴っ て増えてきていると。したがって,そういうことを考えると,何というんですかね。明る い要因というのはなかなか見つけられないと。これがどんどん進めば,赤字額はどんどん ふえるであろうということは自明の理なんですが,一時前にもっと赤字が2億ぐらい出た 時代が単年度でありまして,そのとき財政課と協議して,やはり赤字額については市の一 般財源と保険者で折半しようというような,そういう一定の考え,当時はあった時代もあ ります。

したがって、今の時点は当時ほどは赤字繰り出しというのが大きくなっていないので、 そこまでの議論は財政とはしていないんですが、行く行くは歳入と歳出のギャップなんか もこれからさらに増えてくるとなると、やはりいろいろな視点から考えていかなければな らないのかなと。その場合、赤字補填のあり方、そういったものについても、議論を深め ていく必要があるんだろうと思っています。

それと、いわゆる資産割の取り扱いです。確かに資産割というのは、どちらかというと町村型の課税方式ということで、都市型だとやはり資産を外して計算する方向に向いています。一応、当市としては、これはあくまで担当者、私以下の課長と担当係長あたりの内輪の話でいろいろ検討はしています。ことしはちょっと資産割にした場合、どのくらい影響が出るか、高くなる人がどのくらい出てきて、低くなる人がどのくらい出るか、高くなる人でどのくらい高い人が出てくるのか、その辺ちょっと資料をつくってみようということで、ことしの我々の事務レベルの、何というんですかね、いわゆるチャレンジシートの一つの中の取り組み事項になってはいます。

ただあくまで担当者レベルのまだまだ検討段階で、それが外に出るような問題にはまだなっていませんので、あくまで我々担当レベルでの内々の検討ということでは現在そういう勉強はしておるところでございます。

ちょっと要領を得ませんが,そういうことでご理解いただきたいと思います。

山形委員長

ほかにございませんか。 曽根委員。

曽根委員

ただいま国保税のあり方ということでかなり突っ込んだ答弁もあったんですけれども, この国保特別会計は76億6,000万円もの巨大な特別会計なわけですね。冒頭,説明があっ たんですけれども,収納について,全体収納率で60.8%,これは前年度よりも改善された んだという,こういう説明がございました。さらに,現年度収納率については88.55%と いうことで,これも0.47%改善されたというようなお話がございました。

そこでお聞きしたいんですけれども、この収納についての現状あるいは実態についての報告書というものが、これまで余り出ておりませんでした。やはりこの巨大な特別会計ですので、この収納について報告書をまとめるというような考え方、収納について今こうなっています、あるいはこういう現状ですというものをお知らせをするまとめた報告書、そういったものをつくる考えはないんでしょうか。

加藤健康福祉部長

ある意味、ごもっともなお話かと思います。収納課と協議して前向きに検討したいと思います。

曽根委員

ただいまの収納課と検討してという,こういう言葉がありましたね。ここが非常に重要なことでありまして,従前もう10年ぐらい前ですか,当時は保険年金課が収納業務も行っていた,国保税についてはね。それが収納課に一元化されて市税と一緒に国保税も収納するという,そういう形に変わりました。しかし,国保税の収納の全体像も含めまして,保険年金課が償還するわけですよね。当然収納だって理解していないと,さっき国保税のあり方のやりとりがありましたけれども,この国民健康保険税をどうしようか,あるいはこの制度をどうしようかと,こういう所管として次の施策を打ち出しにくいんだと私は思うんですね。第-88.55%の現年度収納率で満足していること自体が私には非常に不満なんですね。これもう $5\cdot6\%$ 降落ちているわけですよ,この十五・六年の間に。これが1%改善されただけで莫大な金額になるんですよ,これ。この平成24年度においても,不納欠損額で1億2,600万でしょう。収入未済額がこれ11億ですか,ものすごい巨大なお金なんですね。

ですから、収納する部分、収納率、特に現年度が非常に課題だと思うんですけれども、これをやるために、本当に現在の収納体制、収納課で一元化する、このやり方が本当にいいのかどうか、保険年金課も含めまして協議する必要がある、過去には協議したことあると思いますけれども、常にそれを問いかけていかないといけないと思いますが、こういった点についてはいかがお考えですか。

加藤健康福祉部長

88.55%に満足しているというわけではございませんので、その点はご了承ください。いわゆる収納組織のあり方ですけれども、これにつきましては、以前、健康福祉委員会でもそういったご意見を賜っておりまして、検討の余地があるというようなことで答弁させていただいております。引き続き、全庁的な中でちょっと検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

曽根委員

これについては引き続いて検討するということですから、ぜひ全庁的にこういった収納のあり方というのを見直していただきたいと思います。

次に、211ページの下のほうなんですけれども、国民健康保険団体連合会負担金というのがございますよね。さらに219ページには、保険財政共同安定化事業拠出金等の県の国保連とのやりとりがございますよね。その平成20年に県国保連は11億の横領事件がありま

したよね。これは10年計画か15年計画ぐらいで返済している今最中だと思いますけれども、そういった報告というのは毎年毎年、今、県の国保連、こういうふうに返済して計画どおりいっていますとか、いやちょっと滞っていますとか、そういった報告というのはもらっていたらぜひ話していただきたいんですけれども。

大竹保険年金課長

7月12日の茨城県国保連合会通常総会の中で市長が出席するところですが、私が代理出席して、その中で返済状況等を確認しております。

それで、その横領事件の補填状況でございますが、順調にいっています。それで、10億9,500万のところ、現在10億1,870万4,000円返済で残額が7,629万6,000円なんですが、今年度中に返済する予定でございます。以上です。

曽根委員

かなり順調に返済が進んでいると、これものすごい大きな事件だったわけですよね。先 ほども国保税のあり方というものが議論されて、さらに資産割について変更ということも 研究していると。近々こういった国民保険税について何らかの見直し策が実行されていく んだと思いますけれども、こういった際に過去の巨額なそういうお金を失う事件、こうい ったものを常に忘れないで、今年度中に返済完了するんじゃないかというようなお話があ りましたので、少し安心しましたけれども、そういったことも頭に入れながら、国保税の あり方については考えていただきたいと思います。

山形委員長

ほかにございませんか。

【なし】

ほかにありませんので、質疑なしと認めます。

続きまして,議案第10号 平成24年度龍ケ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

加藤健康福祉部長

加藤健康福祉部長

それでは、平成24年度の龍ケ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

まず、これについても、全体のフレーム、ワーク的なものに触れておきたいと思います。まず、特記事項といたしまして、平成24年度が第5期の介護保険事業計画3年1期の計画でございますが、その初年度にあたるということで、24年度から介護保険料の改定があったという点が一つございます。

それと、国民健康保険同様、被保険者の状況でございます。国民健康保険は年齢でアッパーリミット74歳までということで、したがって、あまり変動がなかったわけでございますが、1号被保険者については65歳以上ということで、介護保険の場合、高齢化が進めば進むほど1号被保険者が増えるというような図式になってございます。

3年間の数字を申し上げたいと思います。各年3月末現在です。22年度が1万5,343人,23年度が1万6,157人,24年度が1万7,171人となってございます。23年前年度と比較しますと約1,000人,率にして6.3%増えているということでございます。65歳以上の1号被保険者でございます。被保険者数を今申し上げましたが、さらにその1号被保険者の中で要支援あるいは要介護の認定がどの程度の頻度で認定されているかということをちょっと触れておきたいと思います。

まず22年度でございますが、全体、先ほど申し上げましたように、1号被保険者1万

5,343人いましたが,そのうちで要支援 1 から要介護 2 の範囲で認定を受けた方が 1,033人,要介護 3 から 5 が 894人でございました。合わせますと 1,927人ということで分母が 1 万 5,343に対して分子が 1,927ということで 12.6%の 1 号被保険者が何らかの認定を受けたということでございます。同様に,23年度が要支援 1 から要介護 2 が 1,073人,要介護 3 から 5 が 982人ということで 2,055人でございます。分母が 1 万6,157に対して 2,055ですので 12.7% でございます。24年度が要支援 1 から要介護 2 が 1,190人,要介護 3 から 5 が 998人ということで,合計いたしますと 2,188人ということで 12.7%ということです。何らかの認定を受けた方については,大体一定の数値, $12.6 \cdot 7$ あたりの水準で安定しているということでございますが,1 号被保険者は増えていますので,その増えた分だけ認定者数はふえるということでございます。

その結果,先ほど1号被保険者が6.3%伸びているというようなことで申し上げましたが,保険給付費も大体同じ程度,6.4%伸びているというようなことでございます。いずれにしても,高齢化に伴いまして増額基調となることが明らかな会計になっております。

保険給付費の特徴としては、今までですと、施設介護のサービス給付費が一番多かった わけでございますが、24年度については若干でありますが、施設介護サービス給付費を居 宅介護サービス給付費が初めて上回る結果になってございます。

一般質問等でもございましたように、3月末現在で特別養護老人ホームの待機者が140人ほどいるというようなことで、そういった必要とする施設の需給関係がまだ足りていないということで、その結果、施設介護サービス給付費を居宅介護サービス給付費が上回ったんではないかなというような見方をしています。逆を申し上げれば、そういった施設整備を進めることによって、本来であれば、施設介護サービス給付費がもっと上がったであろうし、居宅介護サービス給付費のほうが減ったであろうというようなことで考えられるところです。

いずれにしても、そういった待機者問題、その需給関係を均衡させていくと、やはり保険給付費の増額につながって、ひいては1号被保険者の保険料、そういったものにも影響してくるということで、今後高齢化が進むことによりまして、本会計についても、非常に厳しい部分が出てくるのかなというような全体的な見方はしておるところでございます。以上が概観でございます。

それでは、中身に入りたいと思います。251ページ・252ページをお開きください。

まず、保険料、第1号被保険者の介護保険料でございます。まず、現年賦課分が調定額9億4,598万4,000円に対して収入済額が9億2,744万4,300円ということで収納率は98%、98.0%になっております。前年度が98.2%でしたので0.2ポイントダウンはしています。滞納繰越分でございますが、2,804万6,125円の調定額に対しまして、収入済額が387万2,629円ということで収納率といたしまして13.8%、前年度が13.5%でこの部分は0.3ポイント上がったということでございます。先ほど申し上げましたが、第5期の介護保険事業計画の初年度ということで介護保険料は改定されたところでございます。現年課税分のうちの特別徴収については100%、普通徴収については85.2%というような収納率でございます。国保税に比べますと、悪くない数字にはなっておるところでございます。

続きまして、使用料、手数料でございますが、介護保険料の督促手数料が23万7,100円でございます。

続きまして、国庫支出金、国庫負担金でございます。

介護給付費現年度分・過年度分、それぞれについて国庫の負担割合が施設サービス系ですと15%、施設以外のサービスですと20%といった形で負担率が決まっておるところでございます。

次に、普通調整交付金ということでございます。これにつきましては、全国における保険給付費の100分の5相当額ということで、それを各自治体の1号被保険者の年齢分布あるいは所得分布に応じて、各市町村で財政力の弱いところに配分していくというような仕組みでございます。4,066万円ということでございます。

次に、特別調整交付金147万1,000円でございまして、これにつきましては、東日本大震 災の被災者、原発以外の被災者にかかる保険料減免について特別調整交付金の対象になっ たということでございます。

続きまして,地域支援介護予防事業交付金,地域支援包括的支援任意事業交付金,それぞれ国の負担割合に応じて182万2,500円,1,988万5,090円補助金を受けたところでございます。

介護保険災害臨時特例補助金でございます。これにつきましては,原発被害者に対する 免除の部分でございます。

次に、支払基金交付金でございます。この辺につきましては、先ほど国保のほうで介護納付金の話が出ましたが、いわゆる全国のそういう、いわゆる2号被保険者ですね、40歳から64歳までのそういう現役世代の2号被保険者のお金を集めまして、支払基金のほうにプールしまして、それを全国の介護保険のほうに再配分するというようなことでございます。支払基金交付金ということで、いわゆる2号被保険者相当分でございます。全体の仕組みといたしまして、高齢者が増えて2号被保険者との比率が減っている関係で負担割合が若干減ってきているというような側面がございます。介護納付金現年分ということで第4期の介護保険事業計画では30%でしたが、第5期においては29%というような形で、2号被保険者の比率の減に応じて負担割合も減になっておるところでございます。同様に地域支援事業支援交付金に対しても交付されておるところでございます。

次に、県支出金でございます。これにつきましては、公費負担の県負担分ということでございます。介護給付費現年度分・過年度分ということで施設サービス系ですと県の負担が17.5%、それ以外が12.5%の負担割合になってございます。

続きまして、財政安定化基金交付金ということで、これにつきましては、第5期介護保険事業計画期間の第1号被保険者の保険料の上昇抑制のため、平成24年に限り県保有の財政安定化基金を一部取り崩して各市町村に交付されたということがございまして、その際の龍ケ崎市に対する交付金でございます。

次に、地域支援介護予防事業交付金(現年度分)、これは12.5%の補助率でございます。 地域支援・包括的支援任意事業交付金(現年度分)、これにつきましては19.75%の県補 助率でございます。

次に、財産収入でございます。介護保険支払準備基金の利子5万352円でございます。 続きまして、繰入金でございます。全体といたしましては6億1,500万円ということで、 まず介護給付費の繰入金でございますが、これにつきましては、介護保険の財源構成上 12.5%が市町村負担ということになっていまして、それが4億6,955万9,652円というよう なことになっています。一般会計からの繰り入れという形をとるわけでございます。

地域支援介護予防事業繰入金,これにつきましても,市町村の負担割合は12.5%でございます。地域支援包括的支援任意事業繰入金,市の負担割合が19.75%でございます。

次のページでございます。

その他一般会計繰入金ということで、職員の給与費等の繰入金が8,970万1,208円と、それと認定審査会事務費繰入金831万4,955円、認定調査等事務費繰入金が1,824万282円となってございます。

その他一般会計繰入金でございますが、1,923万4,994円ということで、これにつきましては、介護保険の事務費ですとか賦課徴収事務費等の繰り入れでございまして、国保のような形での赤字はないということでございます。

繰越金が375万3,442円でございます。第1号被保険者の延滞金が諸収入で14万500円,介護保険事業の歳計現金運用利子が2万2,207円,さらに介護保険事業の第三者納付金が154万7,531円ということでございます。介護保険被保険者の返納金が11万769円,これにつきましては、東日本大震災被災による利用者負担額免除者に対して高額サービス費を誤支給したものの返還分でございます。3名分でございます。

そのほか、情報公開文書複写料ということで、ケアプランのコピー代でございます。

最後に、健康教室等の参加者負担金ということで、元気アップ貯筋講座の参加者負担金 でございます。チューブ体操のチューブ代ですとか資料代等でございます。

以上が歳入でございまして, 続いて, 歳出でございます。

山形委員長

本日の会議時間を延長いたします。

加藤健康福祉部長

まず、総務費でございます。100番、職員給与費、介護保険総務管理ということで7名分の給与でございます。

200番,介護保険事務費でございます。主なものといたしましては、委託料でございまして、介護保険システムの保守あるいは修正、そういったものにそれぞれ139万200円、119万2,800円を支出しております。そのほか使用料及び賃借料はシステムのリースでございます。

続きまして、徴収費、賦課徴収費、300番、職員給与費、介護保険徴収ということで1 名分の給与でございます。

400番,介護保険賦課徴収事務費ということで,介護保険料徴収に要する経費でございます。主なものといたしましては、やはり通信運搬費納付書等の通信運搬費が主なものでございます。

続きまして,介護認定審査会費,介護認定審査会事務費ということで500万でございます。主なものといたしまして,報酬といたしまして,介護認定審査会の非常勤職員報酬,審査会の委員の先生方の報酬でございます。

次のページでございます。

認定調査等費600万,職員給与費,介護認定調査ということで3名分の給与でございます。

700番,認定調査等事務費,主なものでございますが,役務費の手数料ということで,介護認定の際の主治医意見書作成にかかる手数料でございます。1,068万3,200円。そのほか委託料といたしまして,介護認定調査ということで535万7,520円ということで,介護認定調査の一部を委託しておるところでございます。

次に、趣旨普及費でございます。パンフレット類の印刷製本費でございます。

続きまして、本体部分の保険給付になってまいります。全体で見ますと37億5,894万1,654円ということで支出済み額になってございます。対前年度比で申し上げますと6.4%増ということで、被保険者の伸びと同様の伸びをしているということでございます。中でも居宅介護サービス給付費、これが14億9,007万457円ということで対前年度比12.2%増と大きく伸びた部分でございまして、今まで介護給付費の目単位でいきますと、2番目だったものが1番目に躍り出たということでございます。一方、一番下にございます介護、施設介護サービス給付費が14億7,162万6,886円ということで、対前年度比がプラス1.5%ということでさほど伸びません。結果2位となってございます。そのほか、主なものといたしましては、2番目の地域密着型介護サービス給付費、これにつきましては、対前年度比4.2%減となってございます。そういったところが重立ったところでございまして、いろいろな目に、介護サービス並びに介護予防サービスということで要支援も含めて、それぞれの給付費が268ページまで続いておるような状況でございます。全体としては、37億5,894万1,654円ということで対前年度比6.4%増ということでございます。高齢化の被保険者の伸びと同じ伸びをしていくというようなことでございますので、毎年6%ぐらいずつ上がっていくのかななんていうふうにも思えるところでございます。

続きまして、267・268、地域支援事業費でございます。

まず2700番,2次予防対象者把握事業でございます。主なものといたしまして,委託料でございまして,いわゆる2次予防対象者把握事業として送りますチェックリストを郵送

するための封入・封緘が36万2,525円, それとチェックリストのデータ分析ということで40万7,250円ということで委託料が主なものでございます。

次に2800番,通所型介護予防事業ということでございます。主なもの,報酬といたしまして,非常勤職員報酬,口腔ケアの歯科衛生士の報酬が主なものでございます。

次に、一時予防事業費ということで3000番、介護予防普及啓発事業でございます。次のページ、主なものをごらんになっていただきますと、委託料といたしまして、交流サロン運営事業ということで社協への委託でございます。一般会計の部分で申し上げましたように、64歳以下については一般会計で処理しておるところでございます。

続きまして、3100番、地域介護予防活動支援事業ということで、主な内容といたしましては、報奨金でございまして、シルバーリハビリ体操産休指導師の養成講座の講師の謝礼でございます。

3200番,元気アップ応援事業ということで、主立ったものは委託料でございまして、健康運動指導事業ということで146万8,950円ということで委託先でございますが、オークススポーツ科学研究所というところに元気アップ運動講座の委託をしたものでございます。

続きまして、包括的支援任意事業費でございます。3300番、職員給与費でございます。 包括支援センターの3名分の職員の給与でございます。

続きまして3400番,地域包括支援センターの運営費でございます。主なもの,次のページでございます。使用料及び賃借料ということで、PC電算機のシステムの賃借料,あるいは車両のリース料でございます。負担金といたしまして,市社会福祉協議会出向職員給与費ということで,地域包括支援センター直営化に伴いまして社会福祉協議会から3名の出向をいただいていまして,それに対する負担でございます。

次に、総合相談事業、3500番でございます。委託料ということで、包括的支援事業の相談等ということで、在宅介護支援センター3カ所への委託金になってございます。

3600番,家族介護支援事業でございます。主なものといたしましては,諸支出金は介護 慰労金でございます。扶助費,その他の扶助費は介護用品の購入費の助成金でございます。 3700番,自立生活支援事業,主なもの,委託料といたしまして,食の自立支援事業とい うことで調理及び配達をそれぞれ委託したところでございます。

3800番,介護保険支払準備基金費,積立金でございます。1,266万7,629円ということでございます。介護保険の仕組みといたしまして、3年を1期とする介護保険事業計画を立てます。3年間で収支が均衡するように保険料を決めていくということでございまして、原則としては1年目に保険料が余って、2年目がとんとんで、3年目が不足して、3年合わせるととんとんというようなことが大ざっぱな制度設計でございまして、一応初年度ということで1号保険料の余剰分ということで1,266万7,629円の計上となってございます。

続きまして,諸支出金でございます。3900番,第1号被保険者保険料還付金70万6,700円でございます。

4000番,国庫支出金等返還金でございます。過年度分の精算に伴う返済でございます。 続きまして、次のページでございます。4050番,利用者負担額軽減支援事業ということ でございます。これにつきましては、原発事故避難者の介護サービス利用にかかる利用者 負担金の助成ということで対象者が1名いらっしゃいました。その方の1名の利用者負担 免除、全額でございます。それと、保険料の全額免除等が2名いらしたということでござ います。以上であります。

山形委員長

ただ今説明のされた内容について質疑ございませんでしょうか。 近藤委員。

近藤委員

260ページなんですけれども、一番下のところ、介護認定審査会事務費ですが、申請か

ら認定の処分までの期間,時間なんですけれども,30日以内にしなければいけないというようなふうに言われているようなんですけれども,最短と最長と平均,大体でいいですから,こんなもんだというのをお聞かせいただけますでしょうか。

本谷高齢福祉課長

本当に大ざっぱな数字になるんですけれども、大体最短で30日前後ということになります。そして、平均ですと大体40日オーバーするぐらいになります。本当に長期になりますと、どうしても主治医の意見書というのが集まりづらいものですから、その場合にはもう2カ月とかというぐらいの日にちがかかってしまうということが現状でございます。

近藤委員

ありがとうございました。もう一つなんですが、262ページの介護認定調査ということで職員給与費、それからその下の700万の認定調査等事務費がございます。こういうふうに分けることができるんでしょうかね。ここのところは、介護認定調査ということのコストが上がっていると思うんですけれども、まず職員給与費3名分というお話でした。それから、認定調査等事務費のここは非常勤の嘱託員の報酬があります。それから、さらに介護認定調査等ということで委託料がありますよね。それぞれその認定調査はどれぐらいずつ担当するのかお聞かせください。

本谷高齢福祉課長

認定調査の実施の配分というか、そういうことでよろしいでしょうか。

現在、認定調査を介護保険グループではやっておるんですが、そこには職員が3名、そして嘱託の調査員が3名おるんですが、そこで調査のほうは新規で申請をして介護認定の申請をする場合には、これは市のほうの職員が行かなければいけない。もちろん市の嘱託が行ってもいいわけなんですけれども、そういう形で行きます。それと、区分変更といいまして、1回認定はもらっているんですが、途中で状態が変わるということで区分を変更するしかない。いわゆる要介護1の軽いところから急に症状が悪くなって3とか4とかという、こう悪くなった。その区分変更になったときも行かなければならないという条件が実はございます。それと、それ以外の通常の更新申請の場合には、市内の居宅事業所の認定調査員がおりますので、そちらのほうに委託というようなことをしております。現在、新規でいいますと、1カ月大体50から60ですね。調査員のほうが行っております。すみません。区分変更については、その細かい数字は現在手元にないもんですから、ちょっとお答えはできません。

近藤委員

先ほど申請から処分までの期間なんですけれども、最短でも30日、ただ遅れる理由というのは、なかなか主治医の先生の意見がもらえないというのが理由だったようなんですけれども、それ以外に今こう見てきた執行体制、調査のほうですね、がもう少し手薄だというようなことはないというふうに理解してよろしいでしょうか。

本谷高齢福祉課長

認定が出るまでの遅くなる理由ですね。私が見ている範囲では、やはりどうしても調査をするのにご本人様との認定調査の日程を調整する、そこの部分ですんなり調査ができる場合もありますし、あるいは様態が変わったり、あるいはそのご本人さんの状態がなかなか一言調査できるような、いわゆる認知の状態とか、あるいは家族がいなければ調査できないとかってそういう部分での調査のちょっと課題はあります。そこで認定調査の実施のする期間が延びるということもございます。

それと、先ほど言いましたように、主治医の方がどうしても通いの先生で今度来るとき

診ないと書けませんよと,あるいは診たんだけれども,なかなかちょっと書いてくれませんよということもあります。あとは,そうですね。そういう理由かなと存じます。

近藤委員

ありがとうございました。終わります。

伊藤委員

保険料のところで国保と同じようにやはり滞納者数と滞納にかかわった人についての何かペナルティーかなんかあるんでしょうか。

本谷高齢福祉課長

現在、滞納者の数ですけれども、639名だったと記憶しております。

ペナルティーといいますか、保険料を納める期間というのは2年で時効が来てしまいます。こちらとして、保険料をいただくに当たって、どうしても納め忘れているとかいろいろな状況によって忘れている方がいらっしゃいます。

その際、サービスを使わない人、サービスを使いたい人と大まかに分けてちょっとご説明しますと、サービスを使わない人であれば、督促状をお送りし、また催告状をお送りし、そのままどうしてもそれでうちのほうでも訪問したりして納入してくださいというような接触はするんですけれども、それで待って2年で時効になってしまうという、その後は実際説明の中では3割負担というようなことになってきます。でも、実際65歳になってから特別徴収で年金のほうから引かれるようになりますと、どうしても65歳になってから特別徴収に至るまでの事務的な手続、いわゆる普通徴収から年金徴収に変わるまでの期間がどうしても半年とか1年かかりますので、その部分で納め忘れとか、あるいは何らかの事情で納められない人、その後年金になってからずっと納めている方であれば、この3割というのも、3割の期間が多少長くはなりませんけれども、その期間が短くなったりというようなことがあります。

あとサービスを使いたいというふうに思いながら、1年以上未納な方に関しては、一旦窓口なんかでサービスを利用した場合ですけれども、10割負担でお願いして、窓口へ来ていただいて9割はお返しすると、いわゆる償還払いですね。そういったことをさせていただいております。

伊藤委員

わかりました。滞納なかなか大変です。その償還払いの人って現実にいるんでしょうか。 それと、この滞納者数は24年度は介護保険料が変わったわけですよね。その辺の影響とい うか、そのために滞納者数が増えたというような状況があるのかないのかだけお伺いしま す。

本谷高齢福祉課長

先ほどお話ししましたように、1号被保険者65歳以上の方は年金で徴収されておりますので、それについては特に保険料が上がったからといって影響はないかというふうに受けとめております。

先ほどお話ししました償還払いに関しては、現在はなかったかというふうに記憶しております。

伊藤委員

保険料については年金から引かれる人はもう有無を言わさず引かれちゃうからないんだ と思うんですけれども、その普通徴収の人での影響というのは捉えているんですか、どう なんですか。

本谷高齢福祉課長

大体これは不納欠損なんかで理由なんかを見ますと、どうしても無年金の方、所得がこう少ない方、あるいは負債等が原因で納付能力が欠落している方とか、あとは訪問しても、訪問や通知で納付を促しますが、本人の納付の意思が低く、保険料の徴収が困難な方、そういった方がいらっしゃいます。

保険料が上がった場合には、やはりこういった現状を見てみますと、納められない方というのは本当に生活が厳しい方のようでございます。ですから、さらにその保険料が上がったとしても、それは影響はやはり出てくるというふうに受けとめております。

伊藤委員

わかりました。

山形委員長

ほかにございませんか。 曽根委員。

曽根委員

270ページの一番下の部分なんですけれども、下のほうの部分ですね。コール番号 07003300介護包括支援、ここから地域包括支援センター運営費と、それから次のページ、総合相談事業まで、これが介護包括支援サービスの全体の予算なんだと思いますが、前年度、平成23年度につきましては、社会福祉協議会に委託していたわけですよね。それで、直営になりまして、予算的に見ますと1.5倍の予算になったわけです。この中で、私、272ページの一番上のブロック、この中に負担金ございますね、2,159万8,000円、この負担金は市社会福祉協議会出向職員3人分の給与費ですよということなんですけれども、直営になって1.5倍の予算をかけて、今度は社会福祉協議会から逆に3人出向していただく。この社会福祉協議会の出向職員というのはどんな人なんですか。

本谷高齢福祉課長

社会福祉士、それから主任ケアマネジャーです。それから保健師がその3名にあたります。

曽根委員

その3名の方は社会福祉協議会の正規職員ですか。

本谷高齢福祉課長

正規じゃなかったかと思います。

曽根委員

それで、私ちょっと何のために直営しているかというのが、ちょっと初年度ですから、あまりここをぎりぎりやりたいとは思いませんけれども、これ社会福祉協議会の正規職員でもない人に対して出向を受け入れて、それで負担金と称して給与費3人で2,159万8,000円支払う、これどうなんですか、どういう位置づけでこれやってきたのかお知らせいただけますでしょうか。

本谷高齢福祉課長

すみません。先ほどの発言を訂正いたします。正規職員でございます。

曽根委員

わかりました。正規職員であればわからないことはありません。ただ直営にしたわけですから、あまり社会福祉協議会の職員を出向させて使うというのはあまり好ましい話ではないというふうに感じました。これについては、どういう経過でそういうふうな採用の仕方になったのかお知らせいただけますでしょうか。

本谷高齢福祉課長

地域包括支援センターと申しますのは、3職種がいなければなりません。その3職種というのは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員ということでございます。この3人の方は以前社会福祉協議会で委託をしていたときに、実際に担当しておられる経験者でございます。平成18年度からの経験者でございます。その方たちを実際市のほうに直営する場合に、なかなかこの3職種というものが市のほうの職員では対応できなかったという経緯がございます。

したがいまして、その3職種の方に来ていただいて、実際いろいろ委託先では個人情報の関係とか、いろいろ介護の相談なんかでは個人の関係する情報というものに非常にかかわる部分がございます。また、そういうところにかかわって初めて個人のお宅に入っていく、あるいはその問題に入っていける、それはスピーディーに行っていけるというところで、市のほうに直営といたしまして、実際その3職種の方がこちらのほうに入ってきていただいて直営という形で実際動いていただいているところでございます。

曽根委員

専門員、社会福祉士、保健師、介護支援専門員ですか、こういった方の専門職なんだと思いますけれども、実際問題、社会福祉協議会でこの包括支援事業をやっていたときには、人員がひっきりなしにこれ交代していたんですよ。長く勤めていないんですよ。雇っているわけですけれども、賃金が安いためにと思われますけれども、交代しているんですね。そういうの、私見ているから、何でこの社会福祉協議会から、この先ほどは正規職員ということでしたけれども、だったら以前だって社会福祉協議会でやっているときに、正規職員を充てていれば、何の問題もないのに非常に安い賃金で3職種の方を雇っていたんですよ。そういう経過がありますので、この包括的支援事業ですか、これ本当に直営できちんとしたものに今なりつつあるんだとは思いますけれども、そういった人的資源の使い方、それによってサービスが途絶えたり、停滞したりしないことを目指して、むしろ直営になったんだろうなというふうに私は思っていたんですけれども、この直営化した本当の意味といいますかね、それはどんなことだったのか教えていただけますか。

本谷高齢福祉課長

今お話ししたとおり、どうしても虐待とか、あるいはその介護の相談とか、やはり専門的な知識、それから見識、経験、そしてやはり市の中に置くことによって個人情報の取り扱いというものがよりスピーディーに扱えるものですから、対応がしやすいということがあるわけなんですね。ですから、そういった意味で、こちらのほうに直営となってすぐに対応する体制を整えたということでございます。

曽根委員

こういったサービスというのは、人が非常に重要なポイントなんですね。ですから、直営化というの、私はむしろ歓迎したいサービス提供のやり方だと思っております。しかし、この社会福祉協議会から出向させるというのは、よくよく考えていったほうが私はいいと思いますので、ぜひ今よりも充実した包括的支援事業については、ものすごく重要性ございますので、私は人的資源の配置のあり方について、もう一度見直したらいかがかなと思いますが、これについてお話ししていただけますでしょうか。

本谷高齢福祉課長

介護の分野での現在の問題は、2025年度、この12年後に団塊の世代が全て75歳以上になるという時期がまいります。今非常に国も地方も一番心配しているのは、そのときになっての介護の財源ですね。それから、地域での対応、暮らしなれたその地域で介護のサービスを受けながらいつまでも暮らしていける、健康で暮らしていけるということを目指しております。やはり先ほど委員さんのおっしゃるように、ここの地域包括支援センターというのは、それを担うところの一番かなめなところです。

したがいまして、ここにおける体制、人員資源のその考え方については、よくよく検討して、そのときの12年後の体制をどのようにつくっていくのかというようなことを考えながら、またそういったことを考えられるような、考えていけるような、そういった人員の育て方、あるいは体制をとっていければというふうに考えております。

山形委員長

ほかにございませんか。

【なし】

質疑なしと認めます。

大竹保険年金課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。 大竹保険年金課長。

大竹保険年金課長

近藤委員の先ほどの一般会計、国民年金事務費の国民年金後納制度の内容でございます。 まず第一に、当市のPRについてという質疑でございまして、まず市役所ホームページ で掲載を行っているところでございます。

また、広報「りゅうほー」においてもPRを行っております。その広報の記載時期でございますが、まず平成24年8月前半号で1回、平成24年10月前半号で1回、平成25年4月前半号で1回、計3回載せておりまして、この後、ことしの10月前半号に掲載予定でございます

また、窓口に来た市民に対しても、納付記録を確認してパンフレット等を配付し、説明を行いまして、納得していただいた方には年金事務所で納付してもらっているところでございます。

次に、どんな相談があったかということで、年金機構から該当する方には後納制度の対象者全員に通知が届いておりまして、その通知には納付記録が記載してございます。それを見ながら、職員が説明しているところでございます。

また,資格再取得時等に10年前の納付記録や国民年金の未加入期間などがある方には, 後納制度の内容を説明しているところでございます。

また、この期間、これだけ納付すると将来どれくらいの年金がもらえるとか、あとどれくらい積めば年金がもらえるか等がその相談の主な内容でございます。申し込みを希望する場合は、年金事務所に連絡し、申込書を本人宅に送付してもらうようにしたり。年金事務所へのご案内をしているところでございます。

3番目に、申請者について把握しているのかというご質問でございますが、申請者について、年金機構からの報告が市役所にないため、把握はしてございません。該当する方は直接年金事務所から本人に郵送するためでございます。年金機構からの通知で窓口に来ていただいた方は、納付記録を確認させていただいて年金事務所へ行っていただくようご案内をしているところでございます。

以上でございます。

山形委員長

休憩いたします。

午後5時30分再開予定であります。

【休 憩】

山形委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大竹保険年金課長より発言の申し出がありましたので,これを許可いたします。 大竹保険年金課長。

大竹保険年金課長

国保特会でございます。近藤委員の質疑に対して、まず第1番目、第三者納付金の件数は、レセプトの件数でございますが81件でございます。

求償の歳入歳出合わせての事務の流れでございますが、求償事務は茨城県国民健康保険 団体連合会に委託しておりまして、保険給付となります7割分を自己の過失割合に応じて 加害者に請求することとなります。なお、求償事務手数料として求償額の4%を市から国 民健康保険団体連合会に支払っております。

続きまして、同じく207ページ、一般被保険者返納金でございますが、件数は東京医科大学茨城医療センター分とその他合わせて408件でございます。内容的には、一般被保険者返納金につきましては、医療機関の不正、不当請求による返還金や国保の喪失後に医療機関にて国保の被保険者証を使用して受診した場合の本人請求分などがございます。

事務の流れといたしましては、医療機関の不当、不正請求については、当該医療機関への直接請求となり、国保喪失後の受診については、医療機関、薬局等に電話にてレセプトの返戻の可否について確認を、レセプト返戻が不可能なものについては、被保険者へ直接請求しております。

続きまして、215ページ、移送費の内容でございます。移送費とは、療養の給付を受けるため、医師が必要と認めた場合に病院等に移送されたときに発生した移送費用を支給しております。具体的には移動が困難であるケースなど、緊急やむを得ないと認めた場合に請求に基づき支給しております。

なお、平成24年度は1件でございまして、脳疾患の治療で船橋市の医療機関に入院しておりますところから東京町田市の医療機関へ移送しております。定位放射線治療、いわゆるサイバーナイフを行うため移送しているものでございます。以上でございます。

山形委員長

よろしいでしょうか。

続きまして、本谷高齢福祉課長より訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

先ほど私がご報告いたしましたことに対して訂正をさせていただきたいと思います。

決算書のほうで272ページ,市の負担金のところで,市社会福祉協議会出向職員という3名というようなことでお話があったときに,私のほうで社会福祉士,それから主任介護支援専門員,それから保健師と申し上げましたが,保健師ではなくて事務職でございます。

山形委員長

よろしいでしょうか。

それでは, 次の議案に入りたいと思います。

議案第11号 平成24年度龍ケ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

加藤健康福祉部長。

加藤健康福祉部長。

それでは、平成24年度龍ケ崎市障がい者自立支援サービス事業特別会計歳入歳出決算で ございます。

本決算につきましては、いわゆる障がい児の療育を実施しておりますつぼみ園の運営に関する特別会計の決算でございます。

つぼみ園の概要を申し上げておきますと、25年3月1日現在の登録児童数でございますが、93人ということでございます。これは、前年度の同時期と全く同じ数字でございます。内訳でございますが、未就学のお子さんが49人、小学生が44人ということで、この内訳につきましては、若干、前年より未就学が増えまして小学生が減ったというような状況もございます。ちなみに、前年度は未就学が44人、小学生が49人ということで、44・49が入れかわったような形になってございます。

それでは、中身に入らせていただきます。278・279ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、サービス事業収入ということで、まず障がい児支援サービス事業収入ということで、いわゆる市のルール負担分でございます。いわゆる公費負担の 9割負担分ということになります。

次に、自己負担金収入でございますが、いわゆる基本10分の1の自己負担分ということで、サービス事業収入が2本立てになってございます。

続きまして、繰入金でございます。一般会計からの繰り入れということで、2,851万4,849円ということでございます。障がいサービスの事業所として、制度設計上は款の1番のサービス事業収入で賄うというのが本来の制度設計でございますが、歳入歳出でやはり歳出のほうがかさみますので、一般会計からの繰入金が主な充当先は人件費でございますが、そういった一般会計からの繰り入れがなくてはなかなか施設の運営が成り立たないというようなことでの繰り入れになってございます。

諸収入でございますが、歳計現金予備費104円と、障がい児園外活動負担金ということでスポーツ安全保険の加入負担金でございます。

歳出でございます。次のページでございます。総務管理費ということで、一般管理費でございまして100万、職員給与費ということで、障がい児支援サービス総務管理、つぼみ園の人件費3人分でございます。23年度は市職員が2人でございましたが、1人増員いたしまして正職員が3人になったということでございます。それに関連しまして、200番の障がい児通所支援事業で報酬がございまして、まず非常勤職員報酬については、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、あるいはそういった専門職を束ねる形で療育指導員の先生、それと嘱託医師のそういった専門職の報酬335万のほかに非常勤嘱託職員ということで、保育指導員ということで3名見ています。23年度につきましては、正職員2名の嘱託職員5名の体制でやっておりましたが、24年度につきましては、正職員3人の嘱託職員は3名という形で人員区分が変更になって運営したところであります。

事業自体は療育ということでそういった障がいのあるお子さんにつきまして、日常生活における基本的な動作の指導、あるいは知識、技能の付与、あるいは集団生活へのなれといいますか、そういったものの便宜を供与するということで、もっぱらお子さんに対して正職員なり、保育指導員が対面でいろいろ指導すると、そういった中で個別指導が専門家の先生方によって行われているというようなことで事業費の主なものは人件費というような形をとっておるところでございます。

以上であります。

山形委員長

ただいま説明のされた内容について質疑ありませんか。

【なし】

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第12号 平成24年度龍ケ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決 算についてご説明願います。

加藤健康福祉部長。

加藤健康福祉部長

それでは、平成24年度龍ケ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算でございます。 75歳以上の医療につきましては、広域連合という形で県単位で医療保険事業を実施していると、それの市の特別会計でございます。

まず、被保険者数を申し上げておきます。3月31日現在でございます。24年度が7,273人でございます。さかのぼって23年度が6,947人、22年度が6,643人ということで、毎年4.6あるいは4.7%程度伸びているということでございます。必然的に高齢化が進んで75歳以上の人口が増えることによって被保険者数が増えていくというようなことでございまして、増額基調になってございます。主たる歳出の広域連合への納付金につきましては、対前年度比、それ以上に伸びていまして9.1%増というような状況になってございます。

それでは、中身に入らせていただきます。

まず、後期高齢者医療保険料でございます。75歳以上の被保険者から保険料をちょうだいしておるところでございまして、これも介護保険同様、特別徴収が主な形になってございます。全体といたしまして、調定額4億2,910万500円に対して収入済額が4億2,256万9,800円ということで98.5%の収納率となってございます。介護と同様にやはり非常に収納率としては好調な数字になっているということでございます。対前年度比で申し上げますと、23年度が98.7でございましたので、0.2ポイントちょっと落ちたということでございます。なお、後期高齢者医療事業につきましても、24年度に保険料の改定があったということがございます。

続きまして、使用料及び手数料でございます。督促手数料が12万4,000円でございます。 繰入金でございます。一般会計繰入金ということで、療養給付費のうちの公費負担分の さらに国・県・市で分かれますが、その市の負担分ということで12分の1という比率が市 町村に割り当てられております。それと人件費、事務費の繰入金でございます。ルール分 でございます。

保険基盤安定繰入金でございます。これにつきましては、一般会計のところでも触れましたが、低所得者に対する保険料軽減に対するが繰り入れということでございまして、一般会計のほうで4分の3が県の負担ということで、それに4分の1を市の一般財源に加えまして繰り出して、この特会で繰り入れておるところでございます。

繰越金でございます。後期高齢者医療事業繰越金219万6,000円でございました。

続きまして,諸収入,後期高齢者医療被保険者延滞金4万2,200円です。それと,後期高齢者医療保険料還付金過年度分でございます。これにつきましては,保険料更正に伴いまして,広域連合からの歳入となってございます。広域連合納付済みの保険料について更正が生じた結果発生したものでございます。

続きまして、市預金利子ということで歳計現金の運用利子が3,852円でございます。

次に受託事業収入ということで、後期高齢者の健康診査、これを広域連合のほうから受託しております。その経費が431万5,542円ということでございます。

雑入でございます。団体支出金ということで,後期高齢者医療広域連合の特別対策補助金ということで,人間ドックあるいは脳ドックに対しての補助が広域連合から歳入されて

おるところでございます。

続きまして、歳出でございます。まず100番、職員給与費、後期高齢者医療総務管理でございます。480万3,902円ということで1人分の給与でございます。

200番、後期高齢者医療事務費でございます。主なものといたしましては、使用料及び賃借料でシステムのリース料でございます。

次に300番,職員給与費の後期高齢者医療保険料徴収分でございます。1人分の給与で ございます。

400番,後期高齢者医療保険料徴収事務費でございます。これにつきましては、主なもの、委託料といたしまして、納入通知書等の作成及び封入・封緘でございます。大量電算出力となる納付通知書作成を外注化したものでございます。

続きまして、後期高齢者医療広域連合納付金ということで広域連合への納付金でございます。まず、後期高齢者医療の事務費納付金といたしまして2,137万9,668円でございます。それと次のページでございます。次の後期高齢者医療保険料等の納付金ということで、集めた保険料及び一般会計から繰り入れがありました保険基盤安定分の繰り入れ、そういうものをそのまま広域連合のほうに納めるというような図式になってございます。

後期高齢者医療療養給付費納付金ということで、これにつきましては、歳入の部分で一般会計からの納付金ということで市の負担分というようなお話をしました。12分の1、その部分でございます。公費負担の市のうちの部分をお支払いするということでございます。次に600番、後期高齢者健康診査事業でございまして、主なもの、委託料でございまして、後期高齢者の健康診査ということで、集団健診あるいは医療機関の健診ということで402万1、758円の支出となってございます。主なものでございます。

700番, 人間ドック助成費でございます。人間ドック助成金でございますが101人です。 脳ドックにつきまして8人の利用でございます。

次に800番,後期高齢者医療保険料還付金でございます。51万7,100円でございます。 以上であります

山形委員長

ただいま説明された内容について質疑ございませんか。 伊藤委員。

伊藤委員

保険料のところで同じように滞納者数とその滞納の理由、それと不納欠損の内容、昨年より伸びていると思うんですけれども、それと事務のところで短期保険証の発行がどうなっているかお伺いします。

大竹保険年金課長

まず滞納状況でございます。平成24年度の滞納者数は25年3月31日現在,実人数で184人でした。なお,平成23年度の滞納者数は同じく24年3月31日現在,実人数で128人でございました。新規滞納者数は,平成24年度は実人数で73人,平成23年度は実人数で71人でした。失効停止者は24年度は実人数で18人で,23年度は9人でございました。

次に、短期保険証の交付状況でございます。短期保険証は保険証の交付取扱要綱に基づき、6月に滞納者をリストアップいたします。この時点で短期証の該当者は78人でございましたが、その後、20人については保険料の納付があり、実際、短期証の該当者は58人でございました。なお、平成23年度の同時期での短期証の該当者は43人でございました。

続きまして,不納欠損の状況でございます。不能欠損の内容でございますが,生活困窮により9名,45期で50万3,000円でございます。

以上でございます。

山形委員長

ほかにございませんか。

【なし】

質疑なしと認めます。

続きまして,議案第13号 平成24年度龍ケ崎市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算 についてご説明願います。

加藤健康福祉部長。

加藤健康福祉部長。

それでは、平成24年度龍ケ崎市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算でございます。本会計につきましては、24年度に新たに設けました特別会計でございます。地域包括支援センターの直営化に伴いまして、同センターの機能の一部でございます指定介護予防支援事業者の部分について特別会計にて処理するものであります。具体的な中身といたしましては、居宅要支援者のケアプランに作成に関する経費を扱う会計となってございます。

それでは、中身に入らせていただきます。

296ページ・97ページでございます。

歳入でございますが、サービス収入ということで介護予防サービス計画費収入ということでございます。1,325万5,611円ということでサービス収入でございます。

続きまして、繰入金でございますが、一般会計からの収支均衡のために4万6,819円の 歳入を設定、繰り入れたところでございます。歳計現金運用利子が141円でございます。 に対しまして、次のページが歳出でございまして、100番、職員給与費ということで、介 護サービス総務管理ということで1人分の給与でございます。

続きまして200番,委託料ということで,ケアプラン作成につきまして,地域包括支援センターで直接ケアプランを作成する部分もございますが,一部を市内の居宅介護支援事業所へ委託してもいるところでございまして,そのケアプラン作成の委託料が853万8,290円という形になってございます。

以上であります。

山形委員長

ただいま説明のされた内容について質疑ございませんか。

【なし】

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、健康福祉委員会所管事項について説明と質疑を終了いたします。 本日の決算特別委員会はこの程度にとどめ、9月18日午前10時に決算特別委員会を再開 し、環境生活委員会所管の説明と質疑を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。